

明和町地域福祉計画・明和町地域福祉活動計画

(令和3年度～令和7年度)

第2期 明和町地域福祉推進計画



令和3年3月

明和町・明和町社会福祉協議会

ごあいさつ

近年、少子高齢化や核家族化の急速な進行、個人の価値観や生活様式の多様化などにより、単身高齢者世帯や認知症高齢者の増加、8050問題に加え、人間関係の希薄化や地域コミュニティの衰退、相互扶助機能の低下、福祉人材の担い手不足など、地域社会や家庭を取り巻く環境は日々大きく変化し、新たな課題が生じております。

このような状況に対応し、地域に住む皆さまが、住み慣れた地域の中で安心して暮らし続けていくためには、様々な地域生活課題を一人ひとり自分のこととして認識し、みんなで助け合い、支え合う関係づくりを進めていくことが一層重要になってきています。

このたび、明和町では、明和町社会福祉協議会と協働し策定した「明和町地域福祉推進計画」の計画期間の満了に伴い、この理念を継承した令和3年度から令和7年度を計画期間とする新たな「第2期明和町地域福祉推進計画」を策定しました。

この計画は、明和町と明和町社会福祉協議会が同じ目標をもち、お互いの役割を発揮し、基本理念の「みんなが つながり ささえあう まち」、そして「地域共生社会」の実現を目指していくものでございますので、町民の皆さま、関係団体・機関の皆さまのこれまで以上のご理解とご協力をお願い申し上げます。皆さまのご参画が「住んで良かった、ずっと住み続けたい明和町」のまちづくりにもつながるものと確信しております。

結びに、本計画の策定にあたり熱心にご審議いただきました明和町地域福祉推進計画策定懇談会の皆さまをはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました関係者並びにアンケート調査等にご協力いただきました町民の皆さまに対しまして、心から感謝と御礼申し上げます。

令和3年3月

明和町長 富塚基輔

明和町地域福祉活動計画策定にあたって

今日、少子高齢化や地域・家庭のつながりの希薄化が進むとともに、近年多発する災害への備えや社会的孤立、子どもの貧困が社会問題になるなど、地域の福祉課題は複雑かつ顕在化しており、より深刻な状況となっております。

団塊の世代が75歳以上となり、社会保障制度や福祉施策の対象者が一気に増加することが予測されるいわゆる「2025年問題」も近い将来に迫るなか、福祉活動のより一層の推進は喫緊の課題となっております。

また、住民の高齢化に伴い、車の運転ができなくなるなど、今後さらに交通に不便を感じる人が増加すると考えられます。歩いて行ける範囲で日常生活に必要な買い物をする場所が少ないなど、生活に不便な地域も多くなると予想されます。このような状況の中で、誰もが気軽に利用できる公共交通機関、移動手段の確保が必要です。

こうしたなか、誰もが住み慣れた地域で安全で安心して暮らすことができるまちづくりを進めるために、地域住民をはじめ、行政、福祉、医療、ボランティア等がネットワークを一層強化し、自助・共助・公助が一丸となり、それぞれの特性と実績を活かして幅広い関係者の協働の場をつくり、地域の課題への取り組みを推進し解決していくことが大変重要と考えております。

そこで、町と社会福祉協議会では、こういった社会状況や新たな課題に対応するため、これまでの計画を見直し、「第2期明和町地域福祉推進計画」を策定いたしました。

この計画は、国が推進する地域共生社会の実現や、「みんなが つながり ささえあう まち」の実現に向け、地域住民、町や関係機関と連携・協働しながら地域福祉を推進していくものです。

本会においては、デマンド交通事業や重層型体制整備事業、農福連携事業などの新規事業を軸に、令和3年度からの5年間に取り組むべき具体的な活動内容となっております。

今後の計画実現に向け、町民の皆様と地域福祉に関わるあらゆる団体と連携を取りながら進めてまいりたいと考えておりますので、さらなるご協力とご参加をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見と多大なご協力を賜りました策定委員の皆様、アンケートにご協力をいただきました町民の皆様にご心より感謝とお礼を申し上げます。

令和3年3月

社会福祉法人明和町社会福祉協議会会長

立木 留吉

目次

第1章 計画策定にあたって

1 地域福祉とは	2
2 地域福祉推進計画とは	5
3 計画の位置づけ	7
4 計画の期間	8
5 計画策定の進め方	9

第2章 明和町の地域福祉

1 統計からみる明和町	12
2 町民アンケートからみる明和町の状況	21
3 意見交換会等で出された地域福祉に関する課題	25
4 明和町における地域福祉の課題	26

第3章 計画の体系と取り組み方針

1 基本理念	30
2 計画の体系	31
3 取り組み方針（基本目標）	32

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制	70
2 計画の進行管理	71

参考資料

1 計画策定の経過	74
2 アンケート調査について	74
3 明和町地域福祉推進計画の策定に関する要綱	75
4 明和町地域福祉推進計画策定懇談会委員名簿	77

*障害（者）の表記について

本書において「障害」が人や人の状態を表す場合は原則として「障がい」と表記します。

法令や機関、団体等の固有名詞の場合は「障害」と表記します。

第1章

計画策定にあたって

1

地域福祉とは

少子高齢化や家族関係の変化などの中で、生活課題を抱えている人たちを地域の助け合い・支え合いで支援することが必要となっています。また、複数の課題を抱えているため一つの福祉サービスでは解決に結びつかないケースが増えています（制度の狭間の問題など）。さらに、子ども、高齢者、障がい者、引きこもり、閉じこもりの人などの社会参加を進め、社会的孤立を防ぐことが求められています。

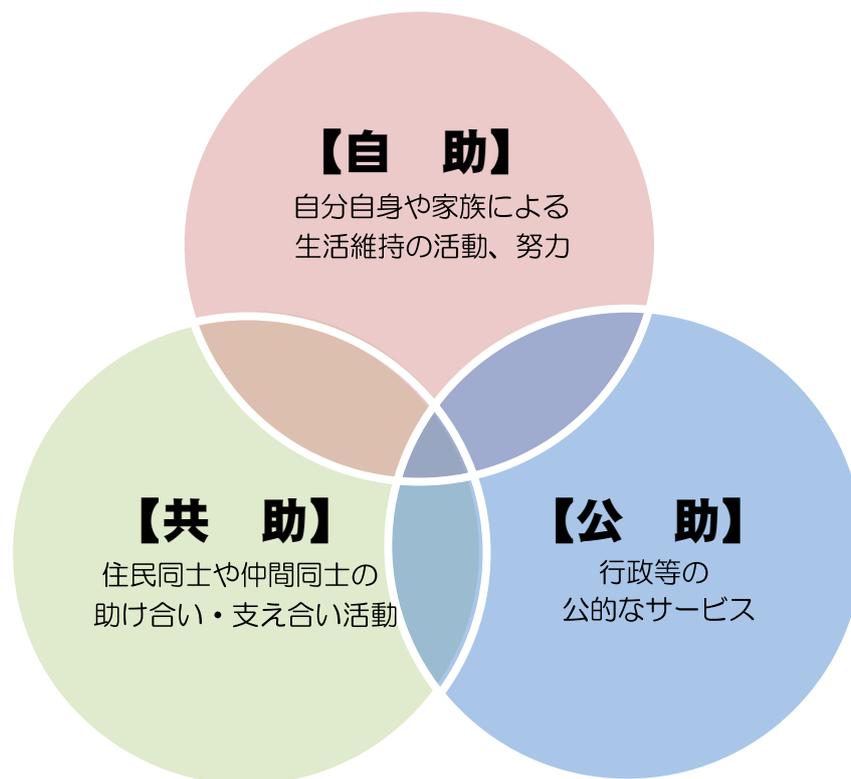
「地域福祉」とは、地域で孤立することなく、お互いに支え合い、いきいきと生活していくために、一人ひとりの意識の向上と実践（自助）、地域での互助・支え合いの活動の充実（共助）、行政などによる福祉サービスの推進（公助）が協働して、課題を解決するための関係づくりや活動を行う支え合いの福祉といえます。

※ 地域共生社会の実現に向けて

制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、現存する地域生活課題を住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに作っていく社会を「地域共生社会」といいます。

個人や地域で抱えている生活上の課題を他人事として考えるのではなく、一人ひとりが自分自身と関係あることとして捉え、お互いに支え合う関係や仕組みを作り、その課題を地域全体で解決していく地域の力を高めていくことが求められています。

「明和町地域福祉推進計画」は、地域福祉を推進するために、地域の様々な課題を「我が事」としてとらえ、自助・共助・公助を組み合わせる共生できる社会、「地域共生社会」の実現を目指します。



※地域包括ケアシステムでは、自助・互助（助け合い、支え合い）・共助（社会保険、介護保険等制度化された相互扶助）・公助の4つの区分としています。

* 地域福祉をめぐる動き

- ・平成28年4月 社会福祉法（改正）
社会福祉法人改革として、事業運営の透明化や地域における公益的な取り組みの実施などについて規定された。
- ・平成28年4月 自殺対策基本法（改正）
市町村における自殺対策基本計画が義務化された。
- ・平成28年5月 成年後見制度の利用の促進に関する法律
成年後見制度の利用促進についての基本理念を定め、利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための事項が規定された。
市町村においては、市町村における基本的な計画を定めるよう努めること、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他必要な措置を講ずるよう努めること、基本的な事項を調査審議させる審議会その他の合議制の機関を置くよう努めることとされた。
- ・平成28年6月 ニッポン一億総活躍プラン
全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことのできる『地域共生社会』の実現という方向性が示された。また、そのために支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築することが示された。

- ・平成 28 年 7 月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置

地域共生社会の実現に向けた検討を加速化させるため、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みや市町村による地域づくりの取り組みの支援、「丸ごと」の総合相談支援の体制整備、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的サービスを「丸ごと」に転換することを推進する。
- ・平成 28 年 12 月 再犯の防止等の推進に関する法律

再犯防止の基本理念を定め、国が再犯防止推進計画を策定すべきことや、国・地方公共団体が講じるべき基本的施策について規定された。

市町村においては、地方再犯防止推進計画を定めるよう努めるとともに、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じた施策を実施するよう努めることとされた。
- ・平成 29 年 3 月 成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年度～令和 3 年度）

利用者がメリットを実感できる制度・運用への改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、不正防止と利用しやすさとの調和について計画された。

市町村の役割として、地域連携ネットワークの段階的整備やそのネットワークの中核となる中核機関の設置、また、地域連携ネットワークや中核機関が担うべき具体的な機能（広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能）などについて規定された。
- ・再犯防止推進計画（平成 30 年度～令和 4 年度）

今後 5 年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ 5 つの基本方針と 7 つの重点分野と主な施策からなる計画が策定された。
- ・平成 30 年 4 月 社会福祉法（改正）
 - ① 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念が規定された（支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す。）。
 - ② 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を実現するため、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定。
 - ・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境づくり
 - ・住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整を行う体制
 - ・主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制
 - ③ 地域福祉計画の充実（地域福祉計画の策定の努力義務化、福祉各分野における共通事項を定めた上位計画としての位置づけ）
- ・令和 3 年 4 月 社会福祉法（改正）

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村において、既存の相談支援等の取り組みを生かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う「重層的支援体制整備事業」及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備が行われる。

「重層的支援体制整備事業」は、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業で、①～③を通じて、継続的な伴走支援、多機関協働による支援を実施するものとされている。

2

地域福祉推進計画とは

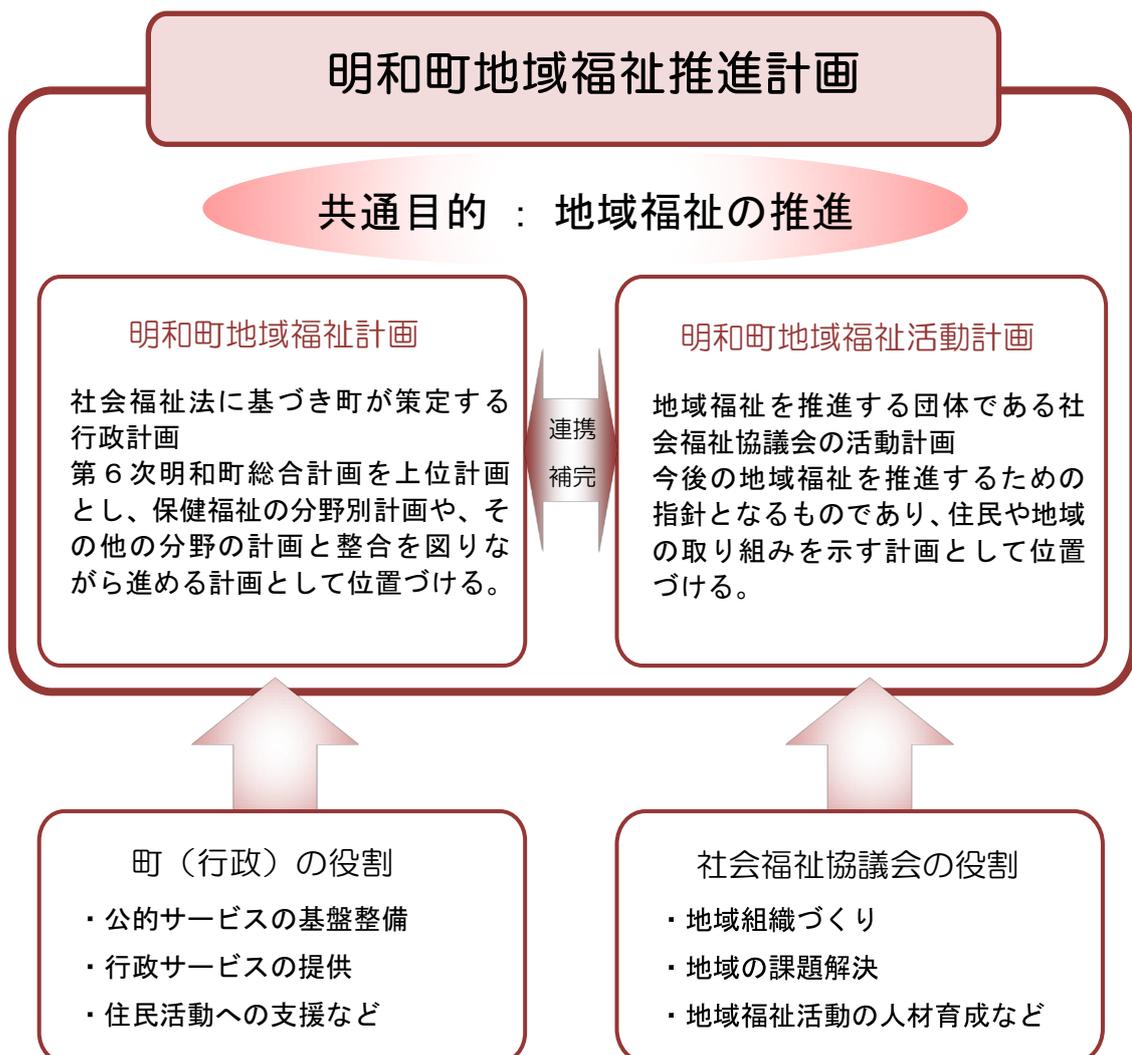
明和町における地域福祉を推進するため、町（行政）は、社会福祉法第 107 条に基づく行政計画として「明和町地域福祉計画」を策定します。また、社会福祉法第 109 条に基づいて地域福祉を推進する団体である社会福祉協議会が中心となって「明和町地域福祉活動計画」を策定します。

地域福祉の推進にあたっては、町と社会福祉協議会が地域福祉の理念を共有し、互いに連携して各種施策を実施することがより効果的であることから、明和町においては、地域福祉計画と地域福祉活動計画を「明和町地域福祉推進計画」として一体的に策定することとしました。

なお、本計画においては、地域福祉と一体的に展開することが望ましいものとして下記の計画を地域福祉推進計画の中に位置づけ一体的に策定します。

○市町村成年後見制度利用促進基本計画（成年後見制度の利用促進に関する法律第 14 条第 1 項）

○地方再犯防止推進計画（再犯防止等の推進に関する法律第 8 条第 1 項）



＊地域福祉計画に盛り込むべき事項

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条で、次の事項を定めることとされています。

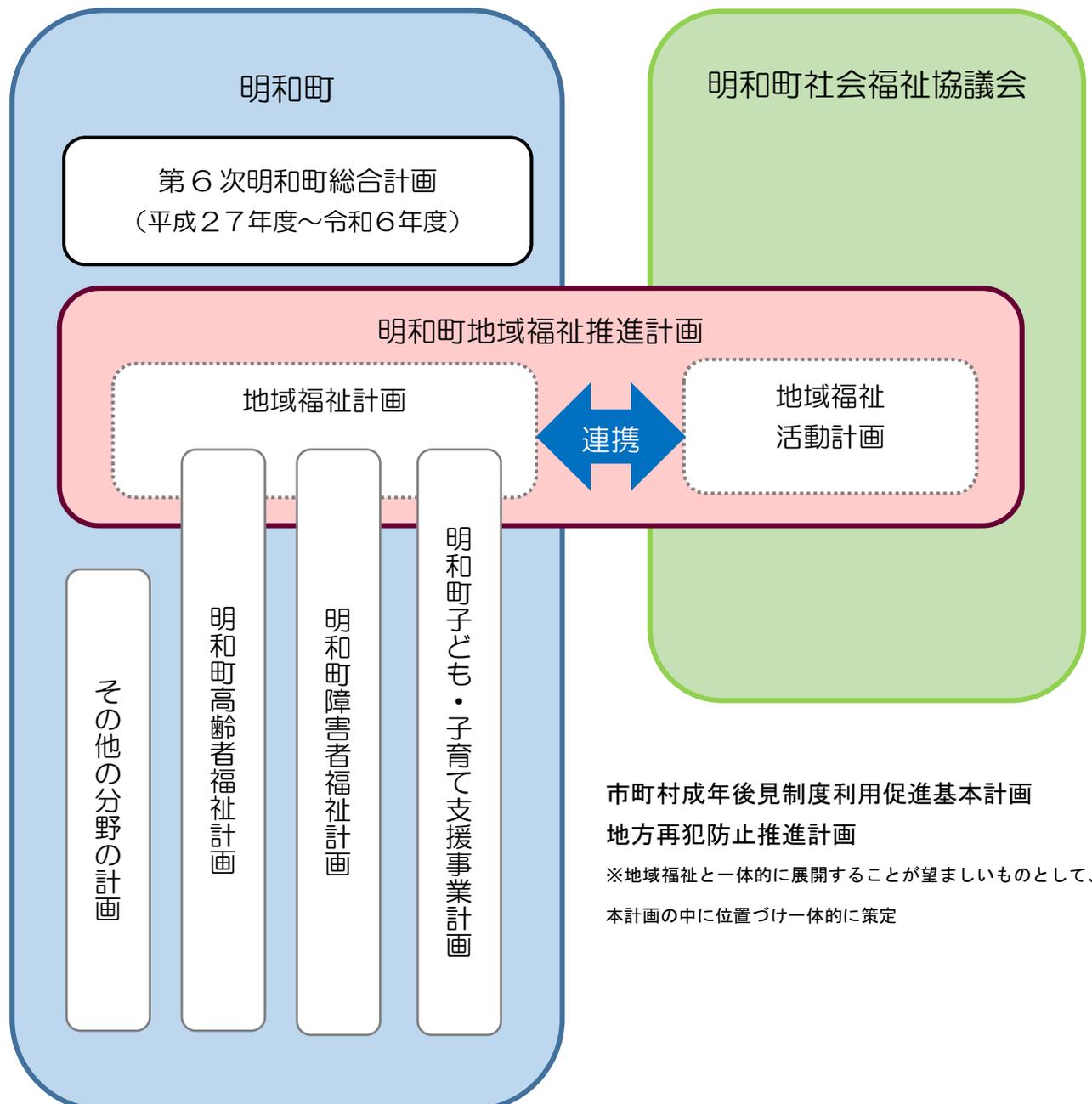
- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - ① 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項
 - ② 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
 - ③ 制度の狭間の課題への対応の在り方
 - ④ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
 - ⑤ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
 - ⑥ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
 - ⑦ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
 - ⑧ 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
 - ⑨ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進
- 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 6 その他

（市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン）

3

計画の位置づけ

「明和町地域福祉推進計画」は、行政計画である地域福祉計画と、地域福祉を推進する団体である明和町社会福祉協議会による地域福祉活動計画を一体的に策定するものです。第6次明和町総合計画を上位計画とし、保健福祉の分野別計画（明和町高齢者福祉計画（老人福祉計画・介護保険事業計画）、明和町障害者福祉計画（障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画）、明和町子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援事業計画・次世代育成支援行動計画））などや、他の分野の計画と整合を図りながら進める計画として策定します。



市町村成年後見制度利用促進基本計画

地方再犯防止推進計画

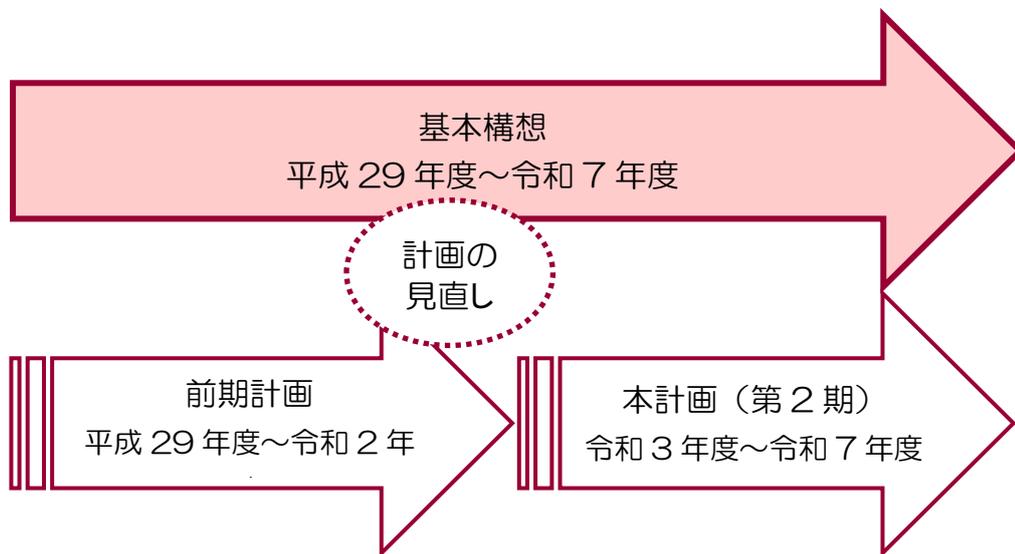
※地域福祉と一体的に展開することが望ましいものとして、
本計画の中に位置づけ一体的に策定

4

計画の期間

明和町地域福祉推進計画は、基本構想の計画期間を平成 29 年度から令和 7 年度までの 9 年間としています。令和 2 年度は、基本構想の中間年となるため、計画の見直しを行い、本計画（第 2 期計画、令和 3 年度～令和 7 年度）を策定しました。

なお、本計画期間中も、必要に応じて見直しを行うものとし、令和 7 年度には次期計画の策定を行うものとします。



5

計画策定の進め方

(1) 計画策定体制

明和町と明和町社会福祉協議会は、共同で以下の組織を設置して計画策定を進めました。

① 明和町地域福祉推進計画策定懇談会

住民の意見を計画に反映させるため、関係機関、関係団体、住民の代表等 17 名の委員で構成しました。計 3 回の会議を開催し計画案について意見交換を行うなど、計画策定について協議を行いました。

② 明和町地域福祉推進計画策定委員会

計画策定に関する協議・検討・連携を進めるため、明和町・明和町社会福祉協議会が共同で組織しました。

③ 明和町地域福祉推進計画策定作業部会

計画策定のための調査・研究、素案作成のため、明和町・明和町社会福祉協議会の職員で組織しました。

(2) 計画策定の留意点

住民参加が地域福祉の取り組みの基本であることから、計画策定にあたっては、以下の点に留意して取り組みました。

① 住民のニーズを踏まえた計画づくり

② 行政・社会福祉協議会・住民（地域）の取り組みが見える計画づくり

③ 地区ごとの実情にあった取り組みのきっかけとなる計画づくり

④ 地域福祉・生活支援ネットワークづくりにつながる計画づくり

(3) 住民の意見の把握

① 地域福祉に関する町民アンケート（令和 2 年 9 月）

地域での交流、活動、ボランティアなどについての意識や明和町の福祉に関する意見等を把握するため、町民 1,000 人を対象にアンケート調査を行いました。

また、福祉関係団体 10 団体に対して、「福祉」についての考えや地域活動の参加状況などのアンケートを行い、計画の基礎資料としました。

② 地域福祉推進計画検討会

明和町社会福祉協議会と関係福祉関係団体の役員で、計画の見直しと、次期計画に向けて考える検討会を開催しました。（令和 3 年 1 月 21 日）

第2章

明和町の地域福祉

1

統計からみる明和町

1 人口・世帯の状況

・年齢3区分別人口の推移

明和町の人口は令和2年度では11,226人で、平成28年度から比較すると209人の減少となっています。近年5年間ではゆるやかな減少傾向となっています。

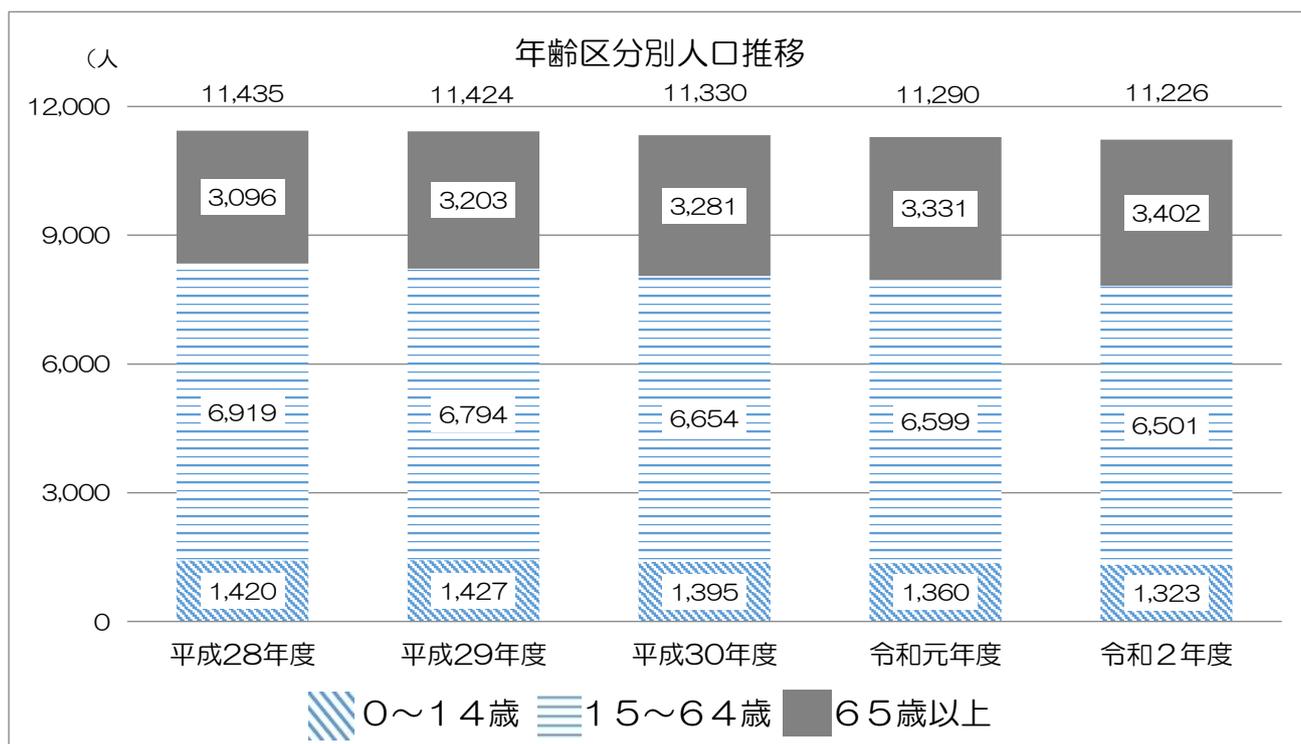
年齢3区分別人口は平成28年度と令和2年度を比較すると、0歳～14歳の年少人口は97人、6.8%の減、15歳～64歳の生産年齢人口は418人、6.0%の減、65歳以上の老年人口は306人、9.9%の増となっています。

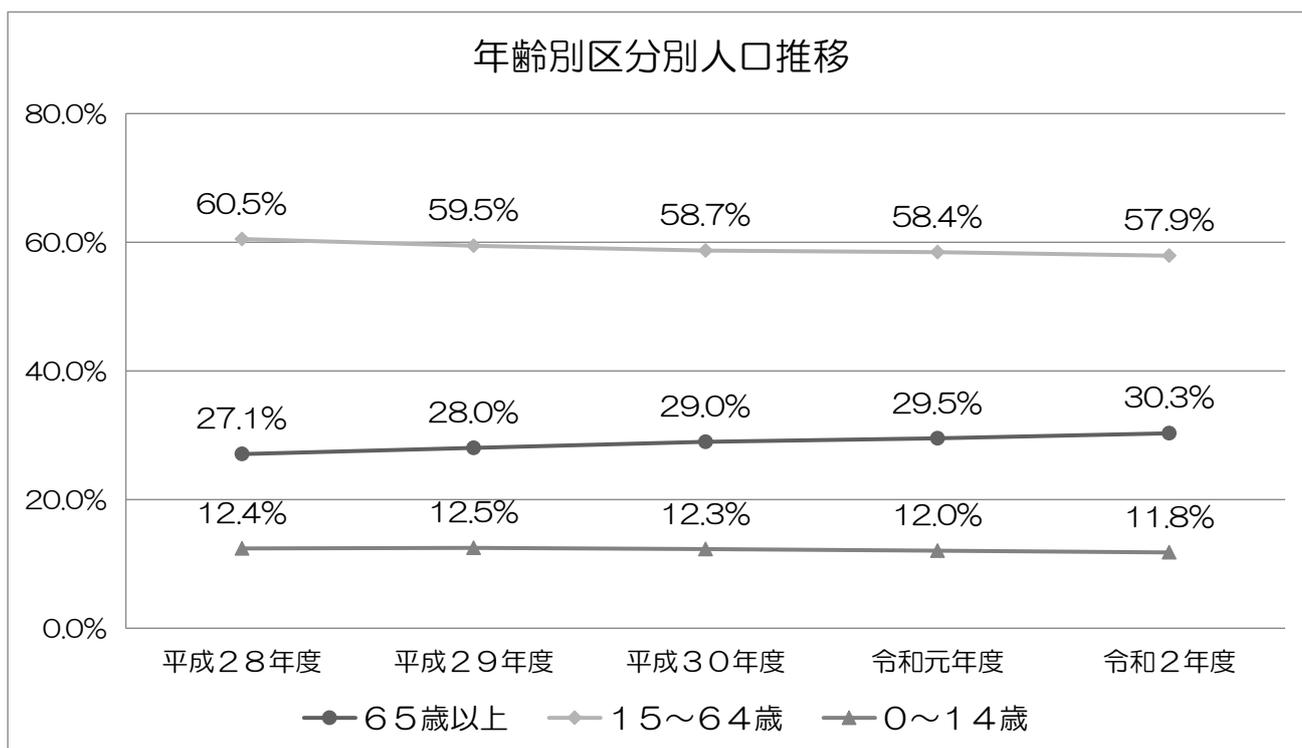
【年齢3区分別人口の推移】

(各年度4月1日現在)(人)

年齢区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
65歳以上	3,096	3,203	3,281	3,331	3,402
15～64歳	6,919	6,794	6,654	6,599	6,501
0～14歳	1,420	1,427	1,395	1,360	1,323
総人口	11,435	11,424	11,330	11,290	11,226

資料：住民基本台帳





・世帯数及び一世帯あたりの人員の推移

世帯数は平成28年度と令和2年度を比較すると189世帯の増となっており、年々増加しています。それに対し1世帯あたりの人数は、平成28年が2.76人に対して令和2年度には2.60人と減少しています。

【世帯数及び一世帯あたりの人員の推移】

(各年度4月1日現在)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総世帯数 (世帯)	4,136	4,187	4,214	4,274	4,325
人口数(人)	11,435	11,424	11,330	11,290	11,226
1世帯あたり人員 (人)	2.76	2.73	2.69	2.64	2.60

資料：住民基本台帳

・ 地区別人口、世帯数の推移

地区別に人口を平成 28 年度と令和 2 年度を比較すると、東部地区では 139 人、5.0%の減、中部地区では 10 人、0.2%の増、西部地区では 80 人、2.6%の減となっています。

世帯数については、東部地区では 18 世帯、2.0%の増、中部地区では 143 世帯、6.5%の増、西部地区では 28 世帯、2.7%の増となっています。

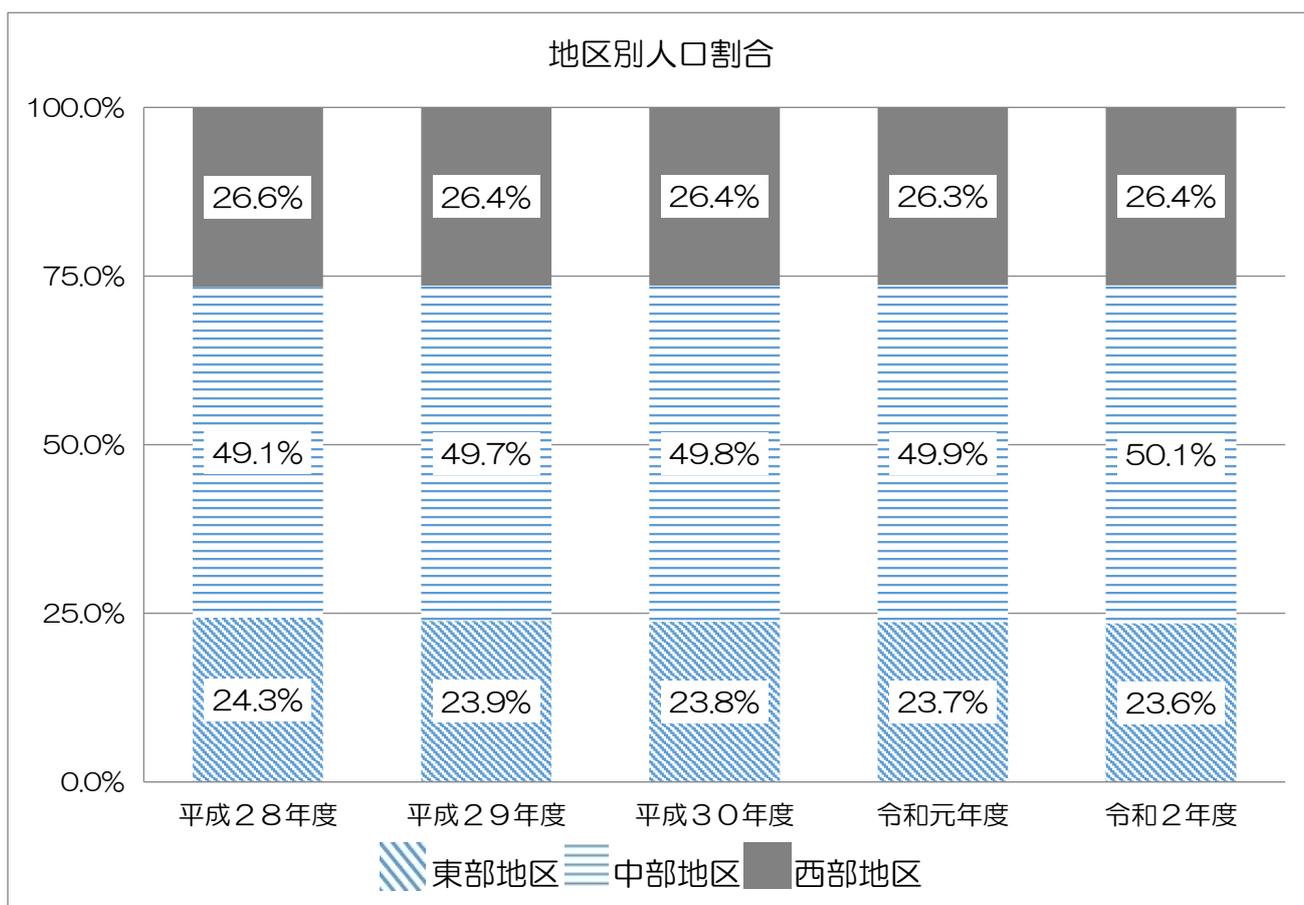
中部地区は一世帯あたりの人員数が他地区より少なく、他地区との差が年々大きくなる傾向にあります。

【地区別人口の推移】

(各年度 4 月 1 日現在) (人)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
東部地区	2,783	2,728	2,694	2,681	2,644
中部地区	5,609	5,675	5,644	5,637	5,619
西部地区	3,043	3,021	2,992	2,972	2,963
合 計	11,435	11,424	11,330	11,290	11,226

資料：住民基本台帳

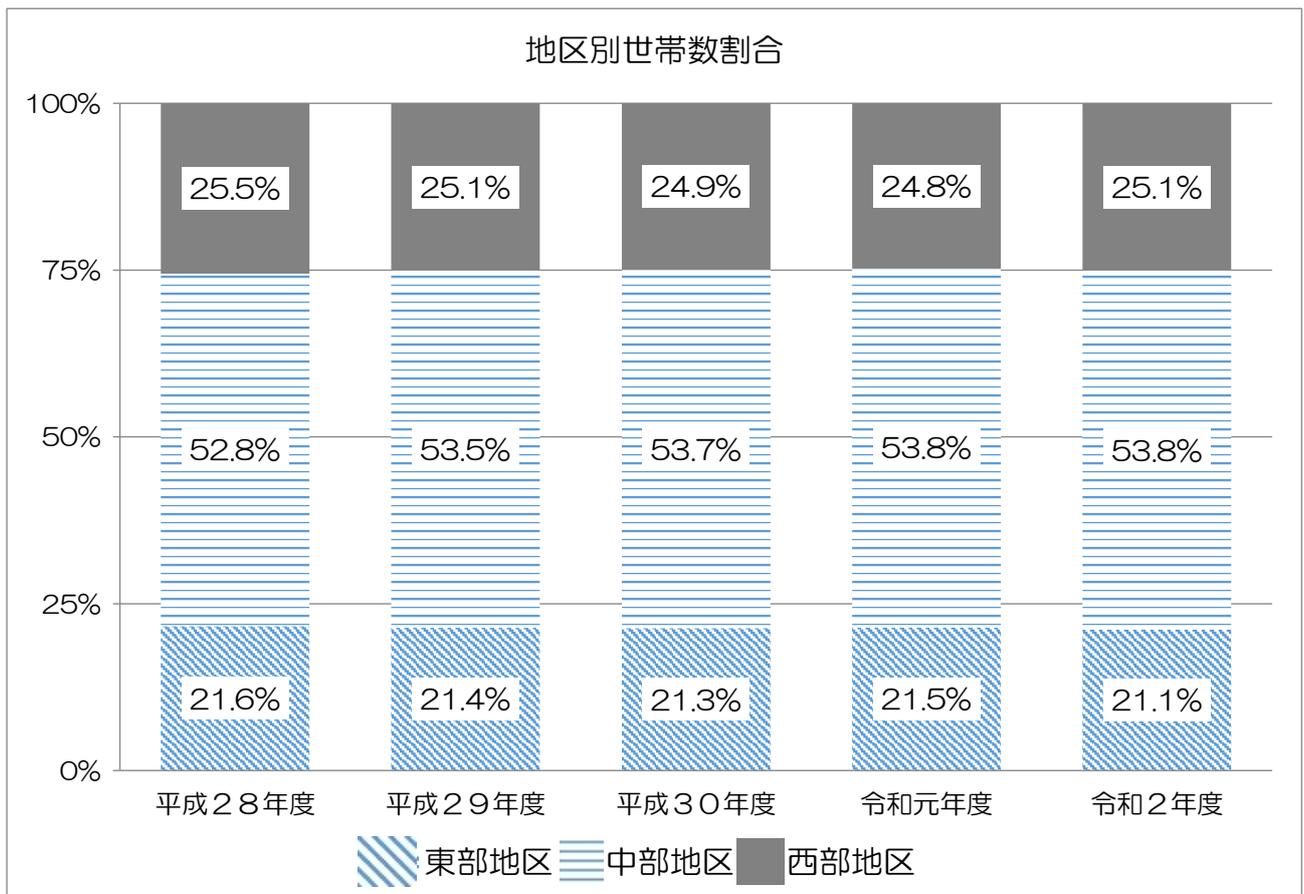


【地区別世帯数の推移】

(各年度4月1日現在)(世帯)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
東部地区	895	897	899	917	913
中部地区	2,185	2,241	2,264	2,299	2,328
西部地区	1,056	1,049	1,051	1,058	1,084
合計	4,136	4,187	4,214	4,274	4,325

資料：住民基本台帳



【一世帯あたり人員】

(人)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
東部地区	3.11	3.04	3.00	2.92	2.90
中部地区	2.57	2.53	2.49	2.45	2.41
西部地区	2.88	2.88	2.85	2.81	2.73

資料：住民基本台帳

【地区割り】

東部地区	斗合田	下江黒	上江黒	千津井	江口	田島
中部地区	南大島	新里	中谷	梅原		
西部地区	川俣	須賀	大輪	入ヶ谷	矢島	大佐貫

2 高齢者の状況

・高齢化率の推移

高齢者数は、平成 28 年度と令和 2 年度を比較すると、306 人の増となっています。高齢化率では平成 28 年度 27.1%から令和 2 年度 30.3%と年々上昇しています。

【高齢化率の推移】

(各年度 4 月 1 日現在)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
65 歳以上 (人)	3,096	3,203	3,281	3,331	3,402
総人口 (人)	11,435	11,424	11,330	11,290	11,226
高齢化率 (%)	27.1%	28.0%	29.0%	29.5%	30.3%

資料：住民基本台帳

・高齢者世帯及びひとり暮らし高齢者世帯の推移

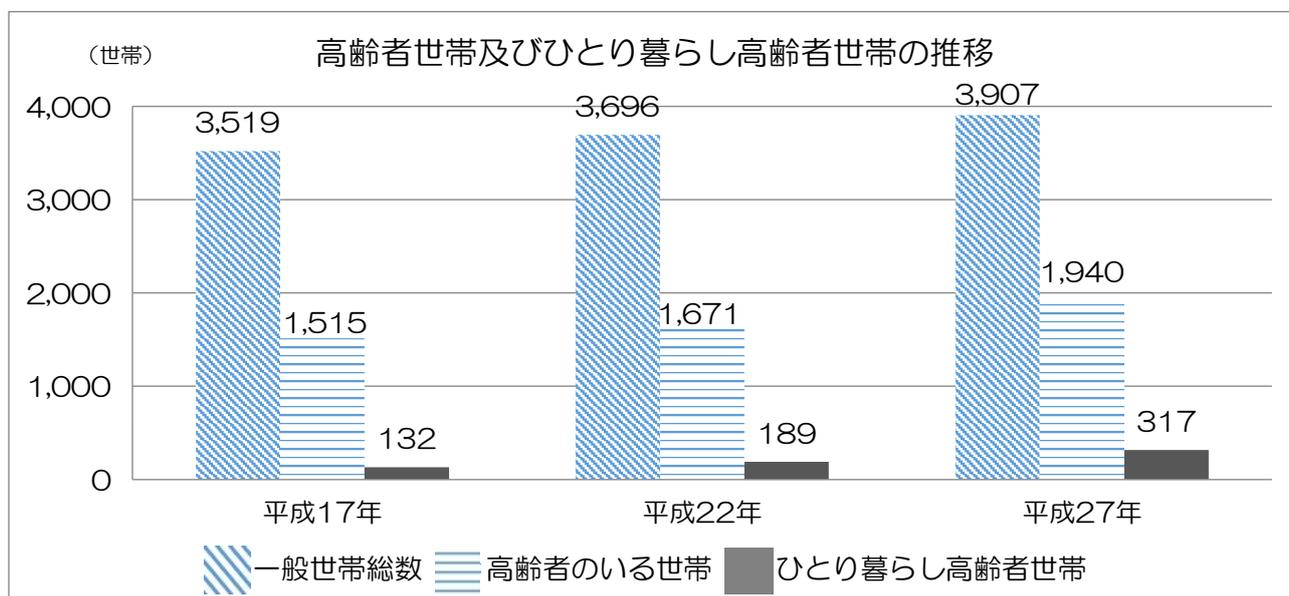
国勢調査によると高齢者世帯及びひとり暮らし高齢者世帯数も年々増加しています。高齢者のいる世帯数は、平成 17 年と平成 27 年を比較すると 425 世帯増加しており、ひとり暮らし高齢者世帯は 185 世帯増加しています。

【高齢者及びひとり暮らし高齢者の推移】

(各年 10 月 1 日現在) (世帯)

区 分	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
一般世帯総数	3,519	—	3,696	—	3,907	—
高齢者のいる世帯 (高齢者／一般世帯総数)	1,515	43.1%	1,671	45.2%	1,940	49.7%
ひとり暮らし高齢者世帯 (ひとり暮らし／一般世帯総数)	132	8.7%	189	11.3%	317	16.3%

資料：国勢調査



また、群馬県ひとり暮らし高齢者基礎調査によると、平成 27 年度以降についてもひとり暮らし高齢者数は 50 世帯増加しており、令和元年度には 348 世帯となっています。

【ひとり暮らし高齢者世帯数の推移】 (各年度 6 月 1 日現在) (世帯)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
ひとり暮らし高齢者世帯数	298	306	319	339	348

資料：群馬県ひとり暮らし高齢者基礎調査

3 子どもの状況

・合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率(※)は、平成 27 年と令和元年を比較するとやや減少しています。平成 29 年、平成 30 年は全国値を下回っており、年ごとに値の変動が大きくなっています。

【合計特殊出生率の推移】 (各年 12 月末日現在) (人)

区 分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
合計特殊出生率	1.48	1.44	1.39	1.19	1.43
(参考) 全国 〃	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36
(参考) 群馬県 〃	1.49	1.48	1.47	1.47	1.40

※合計特殊出生率・・・ひとりの女性が一生に産む子どもの平均数

資料：群馬県健康福祉部統計

4 障がいのあるかたの状況

・ 障害者手帳等所持者数の推移

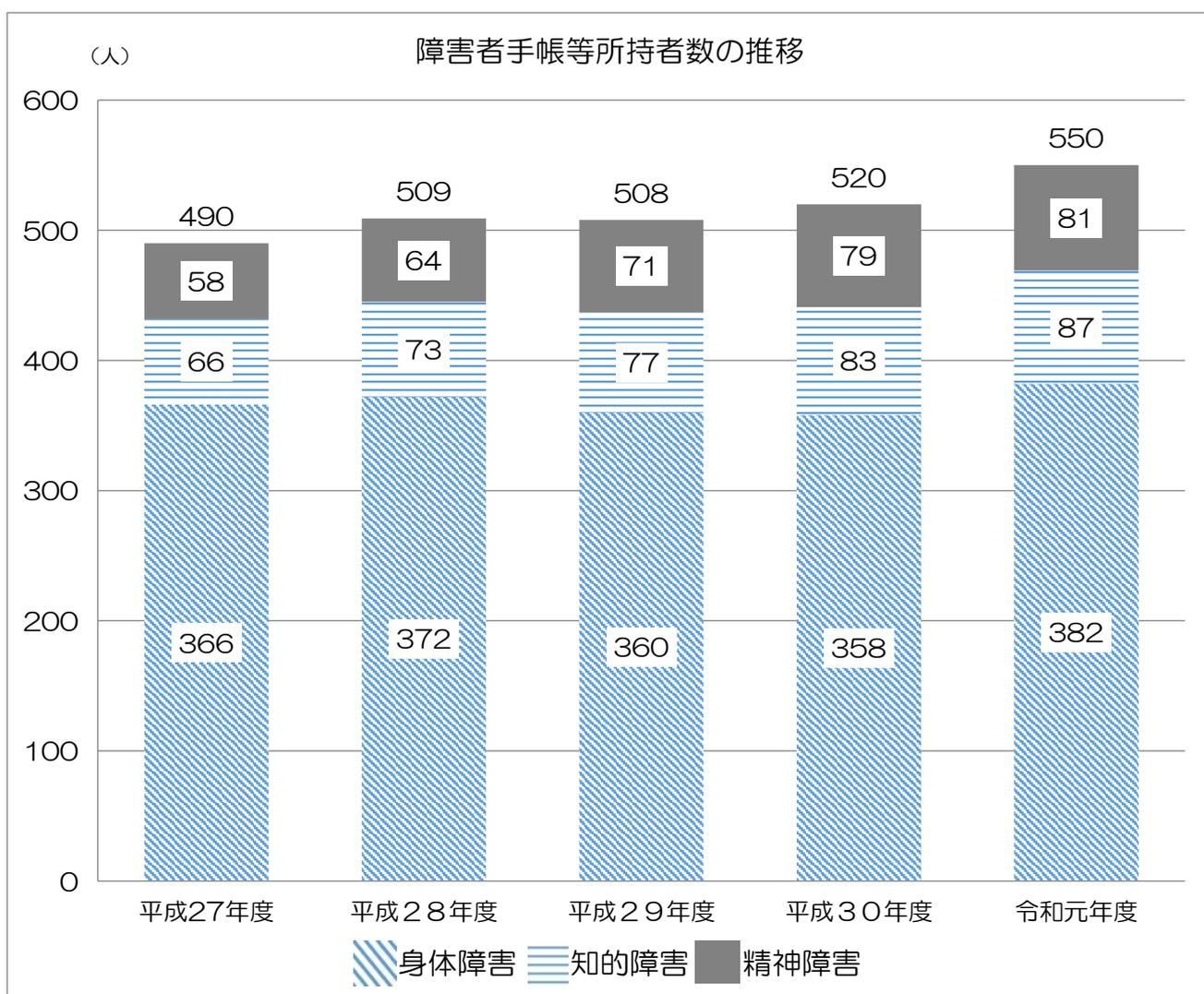
障害者手帳等所持者数は、平成 27 年度と令和元年度を比較すると、各手帳所持者数は増加しています。身体障害者手帳所持者は 16 人増、療育手帳所持者は 21 人増、精神障害者保健福祉手帳所持者は 23 人増となっています。

【障害者手帳等所持者数の推移】

(各年度末日現在) (人)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
身体障害	366	372	360	358	382
知的障害	66	73	77	83	87
精神障害	58	64	71	79	81
合計	490	509	508	520	550

資料：介護福祉課



5 介護保険要支援・要介護認定者の状況

・要支援及び要介護認定者数の推移

要支援及び要介護認定者数は、高齢化率の上昇に伴い、年々増加傾向にあります。平成27年度と令和元年度を比較すると、要支援1はやや減少しており、要介護1～4はほぼ横ばいですが、要支援2・要介護5はそれぞれ約1.4倍、1.1倍に増加しています。全体の合計件数では16件の増加となっています。認定率については0.9%低下していますが、ほぼ横ばいとなっています。

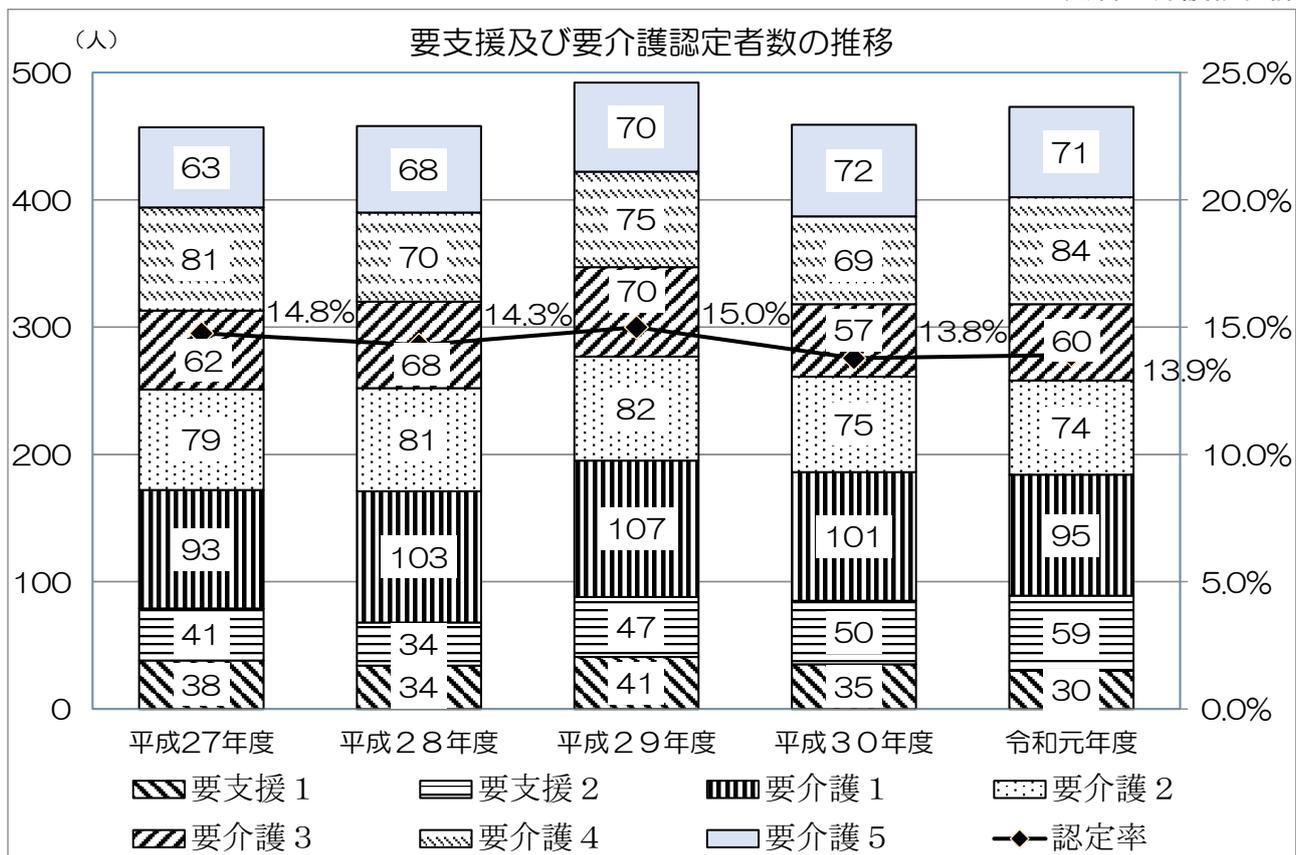
【要支援及び要介護認定者数の推移】

(各年度末日現在)(人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
要支援1	38	34	41	35	30
要支援2	41	34	47	50	59
要介護1	93	103	107	101	95
要介護2	79	81	82	75	74
要介護3	62	68	70	57	60
要介護4	81	70	75	69	84
要介護5	63	68	70	72	71
合計	457	458	492	459	473
認定率 (※)	14.8%	14.3%	15.0%	13.8%	13.9%

※認定率・・・第1号保険者数(65歳以上人口)に対する認定者数の割合

資料：介護福祉課



6 生活困窮者・権利擁護支援の状況

・生活保護受給世帯数の推移

生活保護受給世帯数は、平成 28 年度と令和 2 年度を比較すると、5 件減少となっています。また、保護受給世帯人員は 8 人の減少となっています。

明和町の生活保護率は、全国、群馬県と比較すると、大変低い率となっています。

【生活保護者受給者数の推移】

(各年度 4 月 1 日現在)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
被保護世帯数 (世帯)	23	24	24	22	18
被保護世帯人員数 (人)	27	27	26	25	19
明和町 生活保護率 (%)	0.24	0.24	0.24	0.23	0.17
全国 生活保護率 (%)	1.71	1.69	1.67	1.66	1.64
群馬県 生活保護率 (%)	0.76	0.78	0.77	0.77	0.78

資料：介護福祉課

・生活困窮者自立相談支援事業

明和町社会福祉協議会では、生活困窮者自立支援法（平成 27 年 4 月施行）に基づき、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的として、群馬県社会福祉協議会が設置した自立相談支援機関の相談支援窓口を設置し、次のとおり支援を行っています。

(各年度末日現在)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
電話相談	6 回	17 回	54 回	33 回	13 回
面 談	40 回	54 回	65 回	46 回	44 回
訪 問	4 回	10 回	7 回	4 回	14 回
計	50 回	81 回	126 回	83 回	71 回

資料：明和町社会福祉協議会

・日常生活自立支援事業

明和町社会福祉協議会では、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、次のとおり福祉サービスの利用援助等の支援を行っています。

(各年度末日現在)

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
電話相談	1 回	0 回	1 回	2 回	1 回
面 談	0 回	1 回	0 回	1 回	1 回
訪 問	22 回	34 回	13 回	13 回	20 回
計	23 回	35 回	14 回	16 回	22 回

資料：明和町社会福祉協議会

町民アンケートから見る 明和町の状況

1 毎日の暮らしの中での悩みや不安

●町民が感じている不安

町民アンケートからは、自分や家族の健康（58.7%）、介護に関すること（32.0%）、生活費など経済的問題（27.1%）に不安を感じている人が多いことが分かります。

2 地域の中でのつながりの希薄化

●近所付き合い

意見交換会でも地域の中でのつながりが希薄化しているとの意見が多くありましたが、アンケートでも次のような結果が出ています。

近所付き合いでは、「近所付き合いがほとんどない人」は6.9%（男性3.1%、女性3.9%）、「あいさつ程度がほとんど」が42.4%となっています。18～20歳代では20.3%、30歳代～40歳代でも10%以上が近所付き合いがほとんどないと回答しています。

「近所の仲の良い人とよく行き来している人」は11.4%（男性4.5%、女性6.7%）、年齢別では、18～20歳代0% 30歳代～40歳代10%程度、50歳代10%以下、60歳代約20%、70歳代50%以上と年齢層が上がるほど高くなっています。

●地域の中での孤立

「地域の中で孤立していると感じている」と回答した人は12.8%でした。

孤立していると感じる理由は、{友達が少ない（いない}）、「ほとんど仕事場と自宅の往復のみの生活である」が50.8%で一番多く、「あまり外出することがない」が36.5%、「最近、家族以外と話していない」25.4%となっています。

孤立状態から抜け出すためにあったらいいと思うものでは、「気兼ねしないで相談できるところ」54.4%、「参加できる交流の場」44.7%、「趣味の合いそうな友達やサークルを紹介してくれるところ」35.4%となっています。また、若年層ほど「インターネットやSNSを通じての相談の場」の回答が多い傾向がみられました。

●地域の問題点

地域の問題点としては、多くの方が近所付き合いや交流が少ないことをあげています。「近所付き合いが減っている」（35.8%）、「地域の活動への若者の参加が少ない」（27.7%）、「地域での交流の機会が少ない」（23.6%）、「地域に関心のない人が多い」（20.6%）となっています。

3 地域の活動、ボランティア活動への参加

●地域の活動

半数以上が「参加していない」と回答（56.8%）しており、前回調査（53.3%）とほぼ同様です。

参加している活動では、「町・区関係」が22.0%、「高齢者関係」が7.5%、「子育て関係」が6.9%でした。

参加してみたい地域活動としては「特技や趣味を生かした交流活動」が28.7%、「特にない」は27.5%となっています。

●ボランティア活動

ボランティア活動については、参加したことはない人が35.2%と回答しています。

参加したことのある活動としては「地域の行事のお手伝い」が40.7%、「環境美化に関する活動」が24.4%となっています。

どのような条件が整えばボランティア活動に参加したいかについては、「自分にあった時間や活動内容」との回答が63.7%と多くなっています。

●地域の助け合い

隣近所の困っている家庭にどんな手助けができるかについては、「安否確認の声かけ」が58.5%、「緊急時の手助け」が38.7%と多くなっています。そのほか「買い物の手伝い」が19.6%、「子どもの通学路の見守り」18.7%、「趣味などの話相手」18.7%、「ごみ出し」17.5%、「特にない」13.2%との回答となっています。

地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために必要なこととして、「困っている人や助け合いの場、組織についての情報を得やすくする」が48.3%、「地域における福祉活動の意義と重要性を周知する」31.4%、「地域でボランティア活動などの活動の拠点となる場を整備する」が30.5%などの回答が多くなっています。

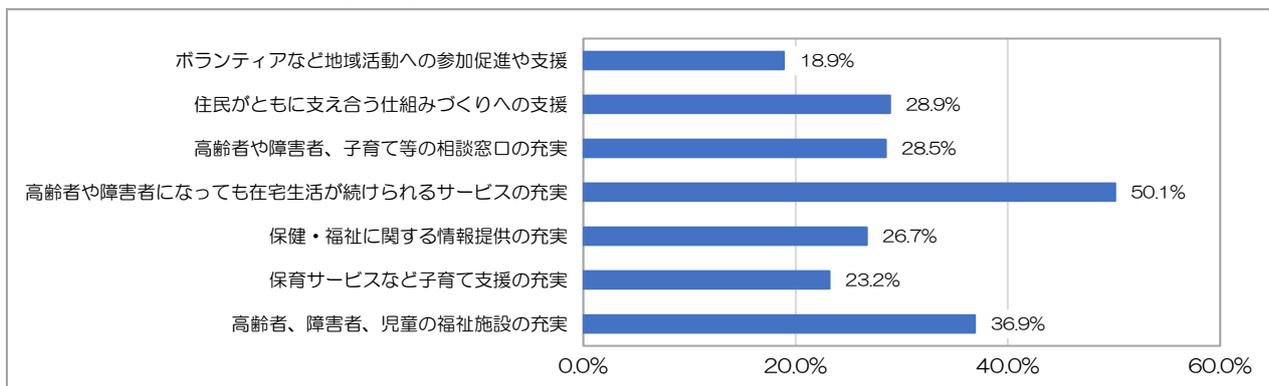
4 福祉情報の入手について

●情報の入手先について

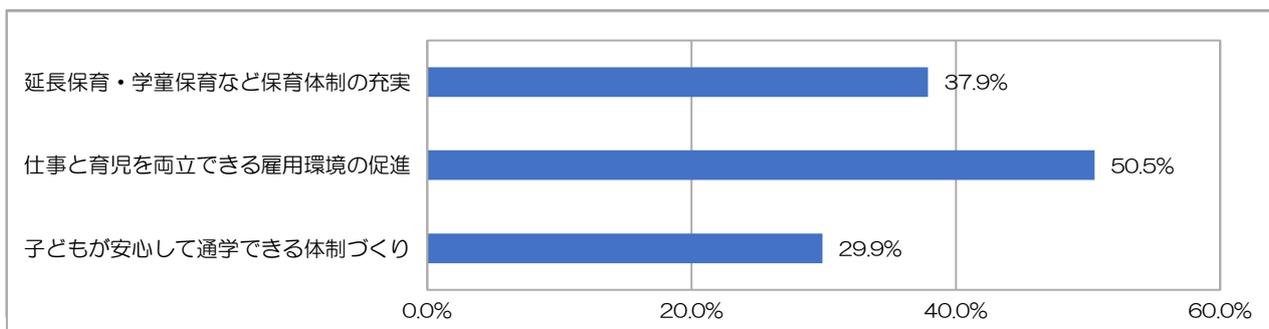
町の福祉情報を必要としたときがあったと回答した人は28.5%、そのうち情報をすぐに手に入れることができた人は52.9%でした。「情報をどこで入手したか」については「町の窓口」が37.1%、「町の広報誌」が18.6%、「ケアマネージャー」が14.3%、「民生委員児童委員」7.9%、「社会福祉協議会の窓口」が7.1%となっています。

5 明和町の福祉に関する要望

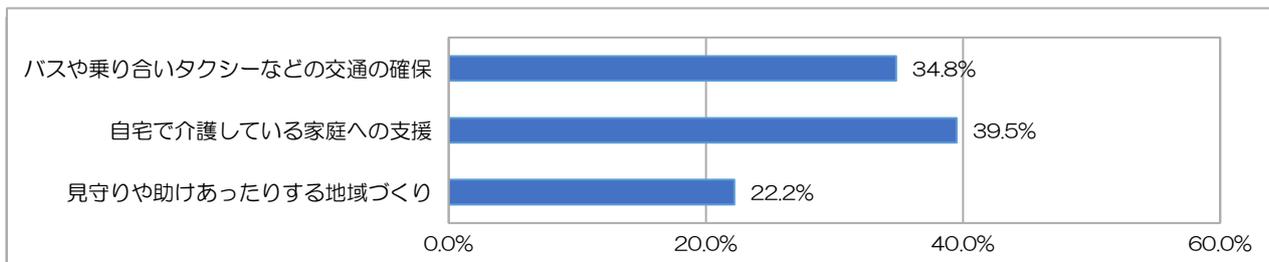
● 今後明和町が取り組むべき施策



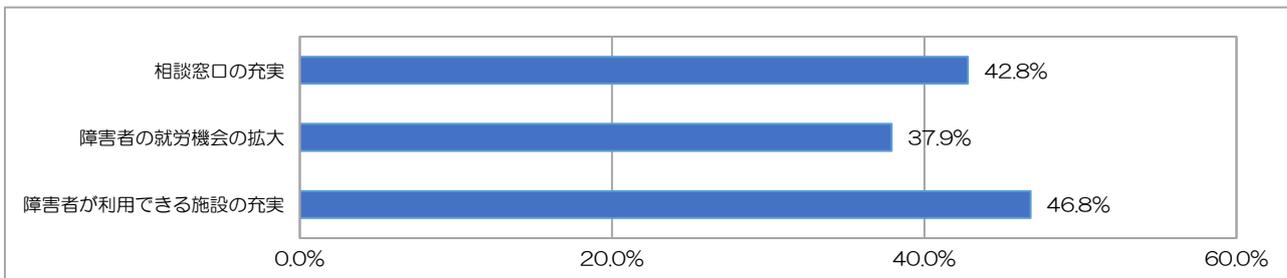
● 子育て支援で重要なこと



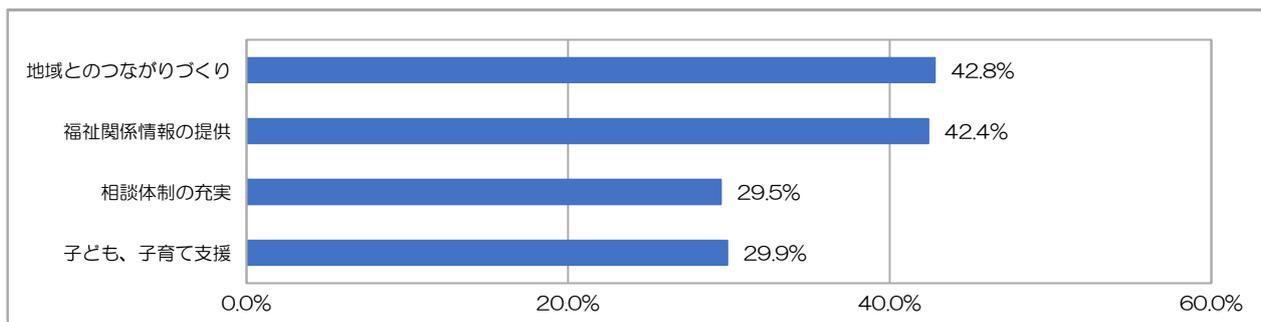
● 高齢者福祉で重要なこと



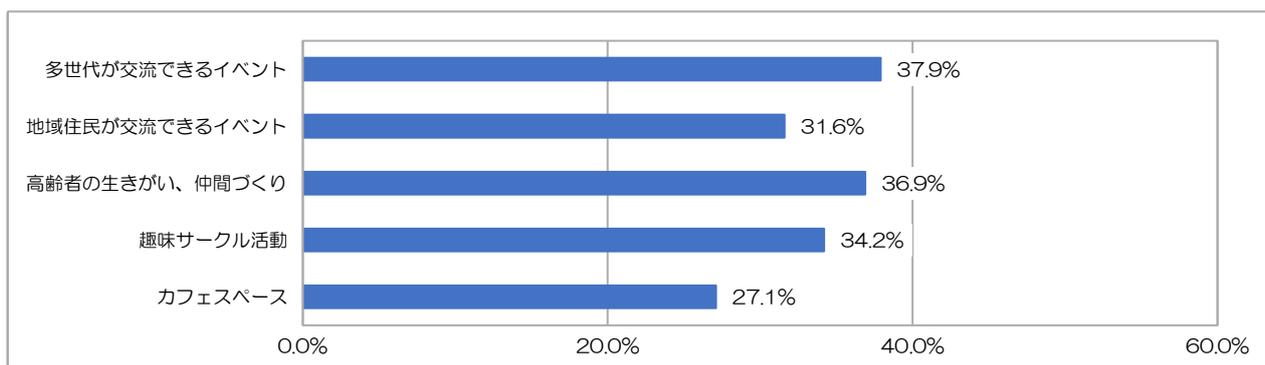
● 障がい者福祉で重要なこと



●社会福祉協議会に期待すること

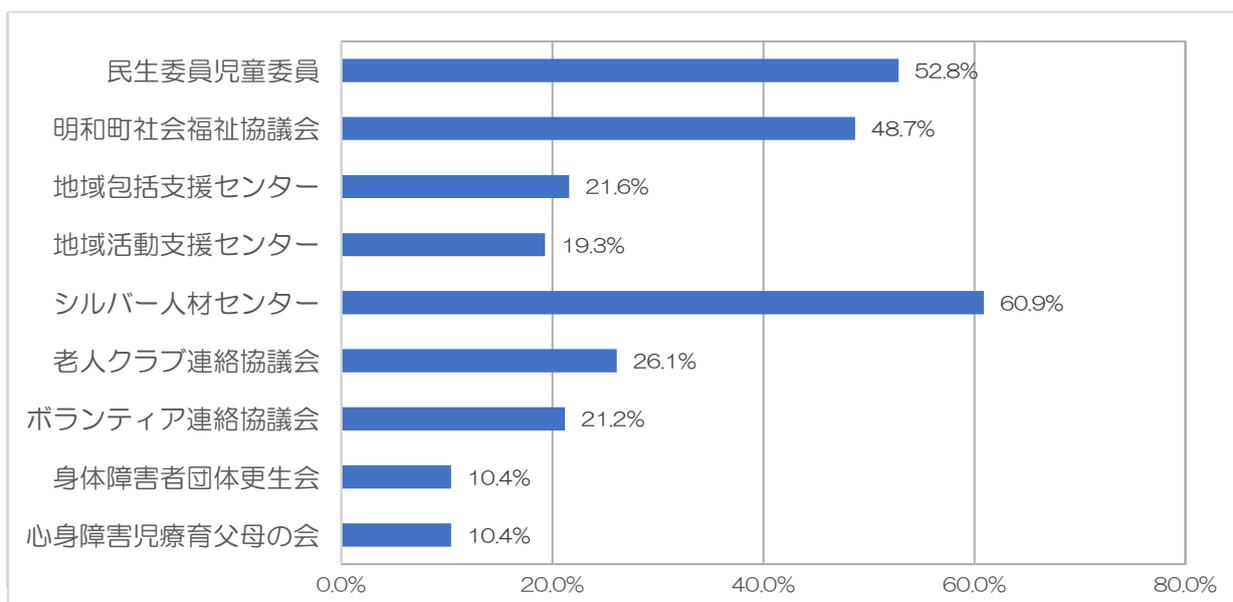


●ふれあいセンターに期待すること



6 関係機関の認知度

(「よく知っている」・「ある程度知っている」の割合)



3

検討会で出された 地域福祉に関する課題

1 検討会から出された地域の課題、目指す地域像

令和3年1月21日、地域福祉推進計画検討会を開催し、社会福祉協議会と関係福祉団体で次期計画に向けての検討を行いながら合意形成をしました。

【意見・要望】

- ・ 基本理念「みんなが つながり ささえあう まち」と基本目標、施策については、第2期地域福祉推進計画は前回計画の後期計画なので、大きく変えない方がいい。
- ・ 重複するような内容は一つにまとめ、文言をできるだけ分かりやすい言葉にした方がいい。
- ・ なにを、いつまでに、どうするという具体的な内容にすることで、計画のゴールを明確にしたい。
- ・ 見直しをするにあたり、計画を数値化したほうが分かりやすい。
- ・ これだけの福祉団体があるのだから、この団体はどれを協力するとか、これをやって欲しいというものも計画に入れてはどうか。
- ・ 計画は1年毎にローリングをするもの。今後は行ってもらいたい。
- ・ この計画では不十分であるため、具体的に年度毎の計画を入れる。
- ・ 社会福祉協議会を知らない人が多い。PRが足りない。
- ・ 農福連携についても計画に入れて欲しい。
- ・ みんなで計画を作り上げていくことがゴールである。

検討会は、後期計画を考える大変良い機会となりました。また、出された意見は、どれも地域福祉を進めるのに重要な点です。

4 明和町における地域福祉の課題

明和町における地域の生活課題や住民の意識から、地域福祉を進めるための課題を整理します。

1 地域福祉について

地域の生活課題を横断的視点でとらえ、地域福祉の課題として整理するため、改めて地域福祉とは何かを考えます。

地域福祉の目的は、地域自立生活支援と社会的孤立を無くすことです。

生活課題を抱えている人（子ども、子育て中の親、高齢者、介護中の家族、障がい者、生活困窮者など）が地域で自立した生活を維持できるように総合的に支援する必要があります。その際、何ができないかよりも何ができるかに着目して、本人の想いや希望を尊重し、フォーマルサービスとインフォーマルサービスを組み合わせた支援を考える必要があります。また、社会参加を進め、社会的孤立を防ぐことも大切です。

住民主体が地域福祉への取り組みの基本です。地域福祉の推進は、住民の努力義務となっています（社会福祉法第4条）。住民が支え合いのまちづくりを進めていこうという意識を高め、隣近所の助け合い、地域活動に参加していくことが最も大切です。

厚生労働省は、「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けて、地域で困っている課題を我が事として捉え、課題を抱えている人を丸ごと支える取組の方向性を出しています。このため、①多機関の協働による包括的支援体制を構築すること、②住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援することを地域福祉施策の方針としています。

以下にまとめた明和町における地域福祉の課題、地域福祉を進めるしくみづくりの基本は、この方向性に合致したものとなっています。

2 明和町における地域福祉の課題

（1）誰もが参加できる居場所づくり

身近なところでの居場所づくり、同じ悩みを抱える人が集まれるところ、世代を超えた交流の場など誰もが参加できる居場所づくりが求められています。人が集まり、交流することが地域の人をつながり、見守りなどの地域の活動の基盤となります。

(2) みんなで支え合うまちづくり

支え合うまちづくりは地域福祉の目指すところです。そのため、活躍の場づくり、きっかけづくり、ちょっとした助け合い、小地域福祉活動の推進、住民意識の向上（福祉について学ぶ）などが必要です。

(3) 安全安心なまちづくり

見守りネットワークの体制づくり、避難行動要支援者へのサポート体制づくりが、安全安心なまちづくりのための地域福祉の課題となっています。

(4) 自立した生活を支援するしくみづくり

生活課題を抱えている人が地域で自立した生活ができるように支援することが地域福祉の目的のひとつです。そのためのしくみづくりが重要となっています。総合相談窓口の充実、相談から支援につなぐネットワーク、分かりやすい情報提供、地域福祉コーディネーターの配置、アウトリーチの充実などが課題となっています。

3 地域福祉を進めるしくみづくりの基本

(1) 地域福祉を進める基盤としてコミュニティソーシャルワーク機能の充実が必要です。

*コミュニティソーシャルワーク

地域において様々な生活課題を抱え支援を必要とする人に対して、地域とのつながりや人間関係など本人を取り巻く生活環境を重視した支援を行うとともに、地域支援、福祉の地域づくりに取り組むものです。そのため、生活課題の早期発見、早期解決に取り組むとともに、福祉のネットワークづくりを進めます。

(2) 地域福祉を進めるためには、地域福祉を進める主体の組織化とネットワークづくりが重要です。見守り活動などを進める隣組単位、サロン活動などを進める行政区単位、地域福祉活動に関する情報交換、連携の場などの組織化、ネットワーク化を進める必要があります。行政区によっては見守り組織の立ち上げなどが進んでいるところもありますが、今後各行政区を基本に地域福祉活動を進めるため、区長、民生委員・児童委員などが中心となって組織化を進める必要があります。明和町や社会福祉協議会は、地域福祉ネットワークづくりを進めながら地区の組織化を支援していきます。

(3) 地域福祉を進める調整役として地域福祉コーディネーターが必要です。

* 地域福祉コーディネーター

地域福祉コーディネーターは、地域において課題やニーズを発見し、受け止め、地域資源（サービス等の情報、人、場所等）をつなぎ支援に結び付けるとともに、地域福祉活動を進めるための組織づくりやネットワークづくりを支援する調整役です。

- (4) 社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中心的機関としてアウトリーチ型のコミュニティソーシャルワークを充実することが求められています。このため、社会福祉協議会に地域福祉コーディネーター（＝コミュニティソーシャルワーカー（CSW））を配置することが考えられます。

* アウトリーチ

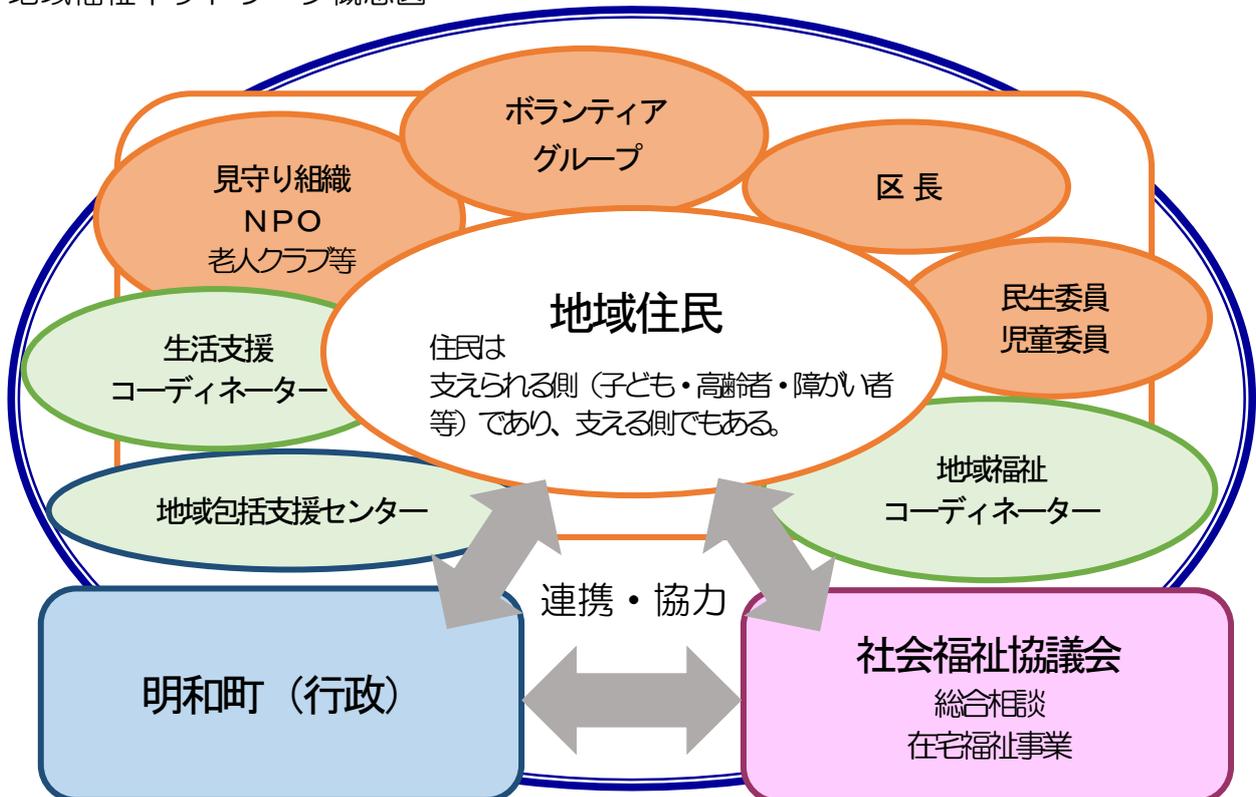
地域において社会的なつながりから孤立し支援に結びついていない人々を発見し、支援や情報提供を行うこと。

- (5) 明和町においても、地域包括ケアシステム構築の一環として生活支援体制整備が進められ、協議体・生活支援コーディネーターが設置されています。この取り組みは地域福祉の取り組み（コミュニティソーシャルワーク）と重なるもので、生活支援コーディネーターと地域福祉コーディネーターの連携が欠かせません。

* 生活支援コーディネーター

協議体は生活支援コーディネーターとともに、支え合いのまちづくりを目的に、地域のニーズ・社会資源の把握、ネットワークの構築、生活支援の担い手の養成などに取り組みます。

*地域福祉ネットワーク概念図



第3章

計画の体系と取り組み方針

1

基本理念

明和町では、「だれもが安全安心に暮らせるまちづくり」「みんなで進める協働のまちづくり」「夢と発信力のあるまちづくり」を基本理念に、「キラリとひかる だれもが安全安心に暮らせるまち 明和町」を将来像と定め、子どもから高齢者、障がい者等まで誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進し、豊かさと文化を創造・発信できる明和町らしいまちづくりを目指しています。

明和町社会福祉協議会では、地域福祉推進の指針として「誰もが安心して暮らすことができる、人が輝く福祉のまちづくり」を理念に地域福祉の活動を実施してきました。

明和町の地域福祉をさらに推進するため、明和町と明和町社会福祉協議会で相互に連携する協力体制のもと「明和町地域福祉推進計画」を策定する意義を踏まえ、地域福祉の担い手である住民・行政・社会福祉協議会など地域を支える人々が共有すべきこの計画の基本的な考え方として、以下の基本理念を掲げることとします。

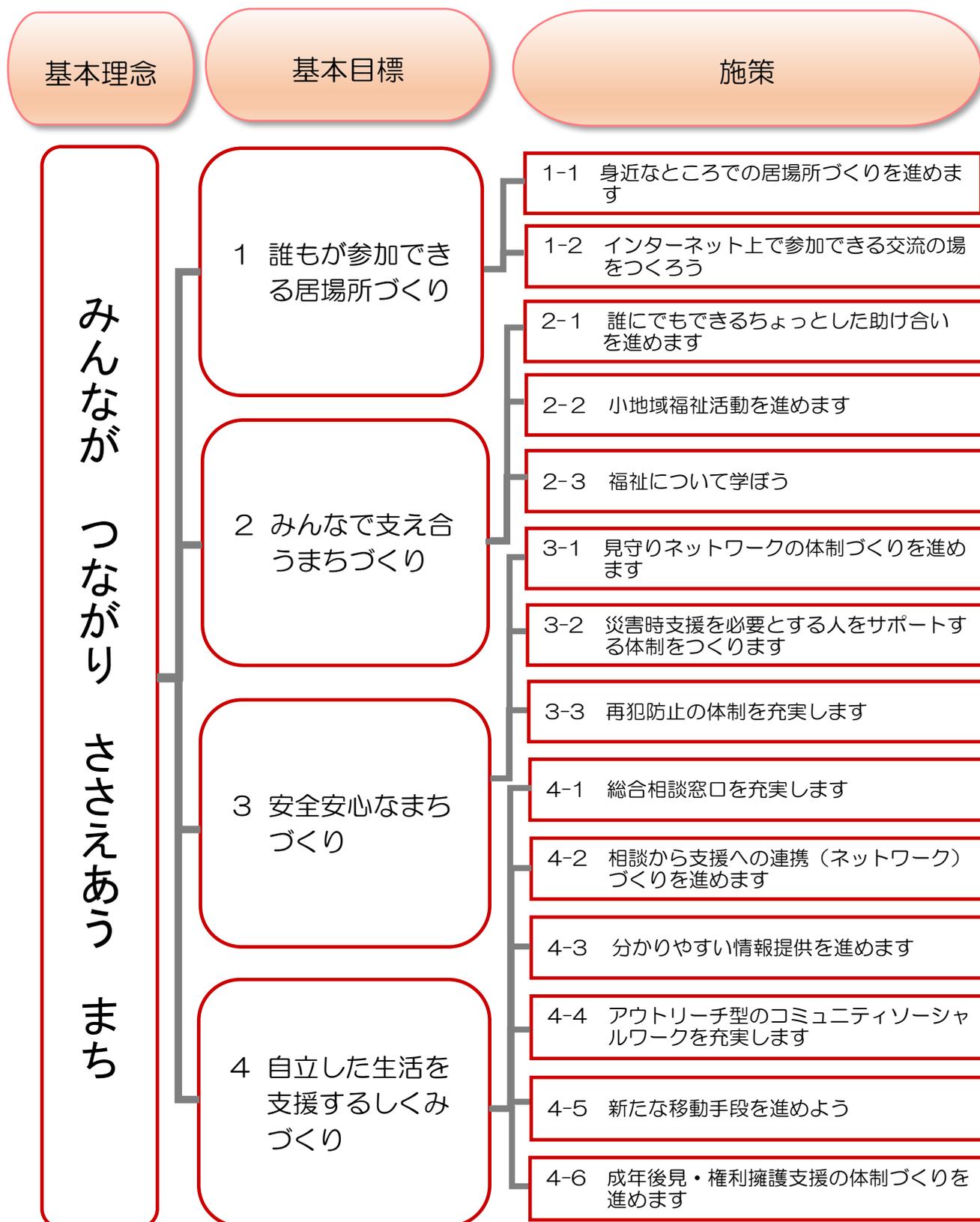
みんなが つながり ささえあう まち

基本理念とは、明和町が目指す「地域福祉のあるべき姿」を表したものです。誰もが地域福祉を支える立場にあり、また地域福祉によって支えられる立場でもあります。支え合える関係は自然と成立するものではなく、一人ひとりが主体的に、自らその関係づくりに取り組まなければなりません。「他人事」になりがちな地域づくりを個人個人が「我が事」として考え、地域で起きている課題を「丸ごと」受け止め行動していく地域を共に創っていくことで、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らすことのできる地域共生社会が実現されます。

明和町では、この計画に基づき、障がいのある人もそうでない人も、課題を抱える人もそうでない人も、支援を必要としている人もそうでない人も、みんなで自分の住み慣れた地域で、お互いを尊重しながら、安心していきいきと暮らすことができる社会をつくることを目指し、地域を支える人々が互いに手を取りあい、地域福祉をさらに推進していきます。

2

計画の体系



3

取り組み方針（基本目標）

1 誰もが参加できる居場所づくり

身近なところで地域住民がふれあい、コミュニケーションを図る場所として「居場所」づくりが求められています。同じ悩みを抱える人や世代を超えた交流の場など、身近な地域での人とのつながりや支え合いが、私たちの暮らしを守り、豊かにしてくれるとともに、地域活動の基盤となります。誰もが顔見知りの人っていて、気軽に話ができる「居場所」のあるまちを目指します。

2 みんなで支え合うまちづくり

少子高齢化や世帯の単身化が進み社会的孤立が問題となる中、「暮らしのセーフティネット」として「地域のつながりづくり」が大切なテーマになっています。特に身近な地域で住民が支え合う「小地域福祉活動」は、地域の中での人と人のつながりを強めていく上で、とても有効な取り組みです。地域のみんなでできる「ちょっとした助け合い」や「一人ひとりの活躍できる場づくり、意識づくり」を通じて、地域ぐるみでお互いを理解し思いやる心を育み、みんなが「支え合う」まちを目指します。

3 安全安心なまちづくり

誰もが住み慣れた地域の中で安心して生活できるようにするためには、地域での見守り、声かけ、災害時等の安否確認、支援が必要な人をサポートする体制づくりを進める必要があります。そのため地域の組織づくりやネットワークづくりをすすめ、誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らせる「安全安心」なまちを目指します。

4 自立した生活を支援するしくみづくり

高齢になっても、障がいがあっても、誰もがその人らしい自立した生活を送るためには、地域の様々な課題に総合的に対応していくことが必要です。そのためには相談窓口の充実、相談から支援につなぐネットワーク、分かりやすい情報提供、コーディネーターの配置、アウトリーチの充実などが必要です。地域福祉に関わる様々な立場の人や組織が連携・協力し、「自立した生活を支援するしくみ」のあるまちを目指します。

基本目標 1 誰もが参加できる居場所づくり

施策 1-1 : 身近なところでの居場所づくりを進めます

現状・課題

- ・ 近年の核家族化の進行と地域社会におけるつながりの希薄化に伴い、いわゆる「近所付き合い」が減少するなど、隣近所同士の助け合いや地域でのコミュニケーションが希薄になりつつあります。
- ・ 住民一人ひとりが、地域のつながりについて意識し、日頃から近所付き合いを大切にしていける必要があります。
- ・ 地域に暮らす誰もが、気兼ねしないで行ける居場所や気軽に住民同士で交流できる場の充実が求められています。
- ・ 障がいを持つ方が地域で安心して暮らすために、地域の協力や働く環境の確保が求められています。
- ・ 年々増えている空き家を居場所づくりに活用できないか求められています。

施策の方向性

- ・ 隣近所とのつながりを大切にし、地域における居場所づくりを進めることにより、地域のコミュニティを育みます。
- ・ 地域のコミュニティを育むため、様々な啓発を行います。
- ・ 住民同士の交流の場を創出し、地域への理解を深める取り組みを進めます。

今後の取り組み

■町の取り組み■

- ・ 地域コミュニティ構築のための啓発（新規）
ホームページ等での周知・啓発を行います。
- ・ イベントや交流事業への積極的な参加を促進するための情報提供（継続）
広報紙・ホームページへの掲載、ポスター・チラシによる情報提供を行います。
民生委員児童委員や元気アップ活動を通じた情報提供を行います。
- ・ 住民同士の交流の場、身近な地域の居場所の創出（継続）
明和町ふれあいセンターを地域住民の交流の場の拠点としての有効活用します。
地区の集会所等の活用、地域の空き家・空き施設の活用の検討します。
- ・ 身近なところでの居場所として、各地区で実施されている「元気アップ活動」を支援します。（継続）
明和町元気アップ活動費補助金

各行政区で実施する元気アップ活動の活性化を図り、もって地域住民の健康増進及び地域の活性化を促進するため、各行政区で実施する元気アップ活動に要する経費を助成

■社会福祉協議会の取り組み■

- ・ 「ふれあい・いきいきサロン事業」（継続）
地域住民が気軽に集える場所として気軽に参加できるよう、運営団体を支援します。
(参加者数 850名目標) ※65歳以上人口の25%

【令和3年度】

各サロンの活動内容について、詳細を把握するために、各サロン参加者にアンケート調査を行います。

回覧板等により地域内でPRを行います。

【令和4年度】

アンケート調査の結果をもとにサロンの課題を抽出します。

サロン代表者会議を開催し、新たな方にサロンへ参加してもらうための課題及び解決方法を話し合います。

課題の解決に向けて決めた内容を実践します。

【令和5年度】

サロン代表者会議を開催し、実践内容の成果及び新たな課題の検証をします。

課題の解決に向けて決めた内容を実践します。

【令和6年度】

サロン代表者会議を開催し、実践内容の成果及び新たな課題の検証をします。

課題の解決に向けて決めた内容を実践します。

【令和7年度】

次期計画に向けて、内容を見直し、新たな課題について検討します。

取組目標

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
目 標	634名	688名	742名	796名	850名

- ・ 「農福連携事業」（新規）
住める場所と農家と連携した働ける場所を提供する事業を検討します。
- 【令和3年度】
- 町としての方向性を検討。農業者が障がい者を直接雇用での取組み、農業者が障がい福祉サービス事業所による農作業請負又は、障がい福祉サービス事業所が自ら農業生産をする取組みや農業者から農作業を請け負う取組みなど。
- 【令和4年度】
- 事業計画作成。方向性により異なるが、補助金等を活用した事業計画の作成。
- 【令和5年度】
- 施設整備。方向性により異なるが、農地確保から施設整備。

【令和6年度】

試験生産。農業技術指導を受け試験生産を実施。販路ルート拡大。

【令和7年度】

生産販売。農業技術指導を受けながら生産と販売の実施。

●計画後中間目標

福祉から雇用へと、工賃向上を目指す。

●最終目標

安心して、働けて住めて生活できる。

取組目標

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
目 標	方向性 検討	事業計画	施設整備	試験生産	生産販売

※「農福連携事業」とは、障がい者や高齢者が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取り組み。農福連携に取り組むことで、障がい者などの就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において新たな担い手の確保につながる可能性がある。

■町民一人ひとりができること■

- ・ 顔を合わせたらあいさつするよう心がけ、近所でのコミュニケーションを深めましょう。
(継続)
- ・ 地域で気になったときのちょっとした声かけを心がけましょう(新規)
- ・ 近所付き合いを大切にして、困ったときに助け合える関係をつくりましょう。(継続)
- ・ 地域でのイベントやふれあい・いきいきサロン、ボランティア活動に積極的に参加しましょう。(継続)

施策 1-2：インターネット上で参加できる交流の場をつくろう

現状・課題

- ・ インターネットはパソコンに加え、手軽にどこでも持ち運びができるスマートフォンやタブレット端末などの普及により、場所や時間に関係なく様々な情報を得ることができ、電話・テレビ等と並ぶ重要な情報伝達手段として社会に浸透しています。
- ・ インターネットを介した情報交換により、世代に関係なく新しいコミュニティづくりが行われています。
- ・ 特に、コロナ禍にあって、誰もが、離れていてもつながりあえる環境を整備していく必要があります。
- ・ メール等を通して相談を受け付けることにより、家庭内での悩みや問題を抱えている人や閉じこもりの人などが相談するきっかけとなります。
- ・ インターネットを利用している世代は10歳代～60歳代が多く、70歳以上では利用率が低いいため、各種情報が届かない場合があります。
- ・ 高齢者や障がい者といった、ホームページ等の利用に何らかの制約がある等、利用に不慣れな人々を含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できることが求められています。

施策の方向性

- ・ インターネットを活用し、新しいコミュニティの立ち上げや迅速な情報提供を行います。

今後の取り組み

■町の取り組み■

- ・ 広報紙やホームページにより地域活動の周知に努めます。（継続）
- ・ 様々な媒体を活用して情報収集と情報提供を行います。（継続）
- ・ インターネットによる各種手続きや相談、情報発信を推進します。（新規）
- ・ 公共施設への無料Wi-Fiの設置など環境整備に努めます。（新規）

■社会福祉協議会の取り組み■

- ・ 「ホームページ」「ソーシャルメディア」を活用した情報伝達、コミュニティづくりの検討及び導入を行います。

※「施策4-3：分かりやすい情報提供を進めます」参照

■町民一人ひとりができること■

- ・ SNSや各コミュニティに登録し、活発な意見交換を行きましょう。（継続）
- ・ インターネットを利用できない人に対して、情報を伝えましょう。（継続）

基本目標2 みんなで支え合うまちづくり

施策2-1：誰にでもできるちょっとした助け合いを進めます

現状・課題

- ・ 私たちが住み慣れた地域でいつまでも心豊かに暮らしていくためには、地域に住む者同士が互いに支え合い、助け合っていくことが必要です。
- ・ 特に今後、日常生活を送るなかで、介護保険などの公的サービスだけでは対応できない、身近な地域における住民主体の取り組みを実践、充実していくことが必要とされています。
- ・ 何か人の役に立てることをやりたいと考える人は多いですが、「やる気があっても活動の場やきっかけがない」「活動しているが他との連携が十分でない」などの理由から、十分な活動につながっていない状況が見受けられます。
- ・ 地域における支え合いのしくみを浸透、発展させるための取り組みが求められています。

施策の方向性

- ・ 地域における支え合い、助け合いの仕組みづくりを進めます。

今後の取り組み

■町の取り組み■

- ・ 住民の地域活動を推奨し、支え合い、助け合いの機運を高めることに努めます。（継続）
- ・ 地域の見守り組織の立ち上げを支援します。（継続）
現状：立ち上げ済み7地区（大佐貫、梅原、江口、南大島、千津井、新里、川俣）
目標：令和4年度までに全地区立ち上げ
- ・ 見守り組織の活動を通じて地域における支え合いが進むよう活動を援助します。（継続）
明和町高齢者生活支援サービス事業補助金
地域の生活支援団体が一人暮らし高齢者等に対して行う生活支援サービス（見守り活動又は安否確認、外出支援、家事代行支援）に補助金を交付し、団体の体制の構築の推進を図り、地域で支えるネットワークづくりに寄与する。
- ・ 年齢の若い世代の地域活動が少ない傾向があるため、若者の地域活動への参加を促進するための活躍の場の創出に努めます。

■社会福祉協議会の取り組み■

- ・ 「ボランティアセンター」（継続）
ボランティア活動をして欲しい方と、ボランティア活動を希望する方を、相互につなげる、支え合いのしくみづくりを行います。（登録会員400名目標）

事業への参加を推進するために「ボランティアだより」や「ソーシャルメディア」によるPRを行います。

「ボランティア連絡協議会」と協働でボランティアの活動に役立つ研修や勉強会や講演会を開催し、意識を高めることで、新たなボランティアの創出へと繋がります。（年1回以上目標）

【令和3年度】

HP等を活用しボランティアセンター及びボランティア登録者募集の周知を行います。また、現登録者及び登録希望者へ希望する活動内容等の調査を行い、何ができるのかを把握したうえで、ボランティア募集を行います。

【令和4年度】

会員へアンケート調査を行い、ボランティア活動やボランティアセンターにおける課題を抽出します。

課題の解決方法について検討会を開催し、ボランティアの皆さんと一緒に考えます。

【令和5年度】

課題の解決に向けて決めた内容を実践します。

実践した内容を基に意見交換会を行います。

【令和6年度】

会員の声掛けなどの口コミPRにより、会員登録及びボランティア募集を拡大します。

【令和7年度】

次期計画に向けて、内容を見直し、新たな課題について検討します。

取組目標

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
目標	320名	340名	360名	380名	400名

・ 「シルバー人材センター」（継続）

高齢者が働くことを通じて生きがいを得ると共に、地域の困りごとを助ける活動を行います。（登録会員100名目標）

【令和3年度】

高齢者対象の会議、教室等を訪問し会員募集PR活動、法人事業所の新規受注増に向けたPR活動を行い、安定したセンター運営を実施します。

【令和4年度】

町（多面的事業）と連携しながら農業者会員の入会を促進し、農業機械所有の会員を増やし農地の年間管理受注を請け負える体制づくりを行います。

【令和5年度】

就業機会確保のため、センター独自で会員による新規開拓を推進する制度設計を検討します。

【令和6年度】

高齢者等のちょっとした困りごとを手助けできる独自事業として、ワンコインサー
ビス事業（30分 500円）実施の検討をします。

【令和7年度】

町(多面的事業)と連携し耕作放棄地解消のための年間管理請負方法を検討します。

取組目標

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
目 標	60名	70名	80名	90名	100名

■町民一人ひとりができること■

- ・ 地域活動やボランティア活動に関心を持ちましょう。（継続）
- ・ 地域の中で、自分ができるちょっとした支え合い、助け合いの行動を実践してみましょ
う。（新規）
- ・ 誰でもがみんなボランティアになれます。できることからやってみよう。（新規）
- ・ 地元の人への声かけ、見守りから始めてみましょう。（新規）
- ・ 地域の行事などに出てこない人への声掛けをしましょう。（新規）
- ・ 若い世代が地域活動へ参加し、地域の中で活躍してほしい。地域活動への参画を促して
いきましょう。（新規）

施策2-2：小地域福祉活動を進めます

現状・課題

- ・ 地域のなかには、子どもから高齢者、障がい者をはじめとして、何らかの手助けを必要としている人が暮らしています。こうした方が地域で生活するうえで、頼りになるのは、家族であり、友人であり、そして近隣の人たちです。身近な地域で住民が支え合う「小地域福祉活動」は、地域のつながりを強めていくうえで、とても有効な取り組みです。しかし、核家族化や人間関係の希薄化によって、地域の福祉活動やボランティア活動を支える担い手の確保が難しくなっています。
- ・ 担い手として、地域住民の中心となり福祉活動を実践するリーダーや地域での相談役が必要とされています。
- ・ 担い手が活動しやすい環境を整えるために「地域で話し合う場」を設け、地域の困りごとに対して、何ができるかを話し合える場が必要です。

※「小地域」とは…

住民が日常的に、見守り・支え合いができるエリア（圏域）で、なおかつ課題が見え、共有できるエリアが基本です。

各行政区や小学校区、民生委員児童委員担当エリアで進められることが多い。各行政区や小学校区エリアでは広すぎるといった意見から、50～100世帯くらいの集落単位で取り組まれることもみられます。

施策の方向性

- ・ 地域で支え合う体制づくりを進めます。

今後の取り組み

■町の取り組み■

- ・ 介護保険制度の生活支援体制整備協議体と協力し、身近な地域での福祉活動や地域の見守り活動体制の整備・構築等についての協議を進めます。（継続）
- ・ 公共施設の活用など活動、交流の拠点の確保に努めます（継続）
 - ※ 住民同士の交流の場、身近な地域の居場所の創出（継続）（再掲）
明和町ふれあいセンターを地域住民の交流の場の拠点としての有効活用
地区の集会所等の活用、地域の空き家・空き施設の活用の検討
- ・ 庁内連携のもと小地域福祉活動の組織づくり、活動を支援します（継続）
 - ※ 地域の見守り組織の立ち上げを支援します。（継続）（再掲）
現状：立ち上げ済み7地区（大佐貫、梅原、江口、南大島、千津井、新里、川俣）
目標：令和4年度までに全地区立ち上げ

※ 見守り組織の活動を通じて地域における支え合いが進むよう活動を援助します。

(継続) (再掲)

明和町高齢者生活支援サービス事業補助金

地域の生活支援団体が一人暮らし高齢者等に対して行う生活支援サービス(見守り活動又は安否確認、外出支援、家事代行支援)に補助金を交付し、団体の体制の構築の推進を図り、地域で支えるネットワークづくりに寄与する。

- ・ 組織、団体の連携や取り組みに対して、情報提供や助言などの支援をします(継続)

■社会福祉協議会の取り組み■

- ・ 「見守り組織活動支援事業」(継続)

自分や家族ではどうしようもないような困ったことが起こったときには、身近で地域住民が支え合う「見守り組織(小地域福祉活動)」は、地域のつながりを強めていくうえで、重要な活動です。その活動組織の支援をしていきます。また、災害時における避難行動要支援者について、町及び見守り組織等と連携し有事の際の避難支援が行えるよう体制づくりを行います。

【令和3年度】

町及び既に立ち上がっている見守り組織と協議し、要支援者のリスト作成及び災害時の避難支援方法について検討します。(2カ年で7組織)

【令和4年度】

町及び既に立ち上がっている見守り組織と協議し、要支援者のリスト作成及び災害時の避難支援方法について検討します。(2カ年で7組織)

【令和5年度】

要支援者リスト等が完成した見守り組織と連携し避難支援訓練を実施します。

また、新たに立ち上がった見守り組織と要支援者のリスト作成及び災害時の避難支援方法について検討します。

【令和6年度】

見守り組織間において、他の地域の実例などを共有するため情報交換の場を設置します。(東部・中部・西部の代表者等による合同懇談会等)

【令和7年度】

全地域において、地域内で困りごとを把握し地域独自で行動ができるよう相談役として支援します。

取組目標

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
目標	避難支援方法検討	避難支援方法検討	避難支援訓練	合同情報交換会実施	全地域独自の活動支援

■町民一人ひとりができること■

- ・ 地域の困りごとに対するちょっとした助け合いをしましょう。(継続)
- ・ 日常的な見守り活動など地域の福祉活動に関心を持ちましょう。(継続)

施策 2-3：福祉について学ぼう

現状・課題

- ・ 人は、互いに関わり合い、助け合い、地域を形成し、社会で共存しながら暮らしています。子ども、高齢者、障がい者等も、その人らしく暮らすための環境が必要です。子ども、高齢者、障がい者等がその人らしく暮らしていくためには、本人や家族だけではなく、近隣や地域をはじめ、ボランティアや障がい者関係団体、行政機関、教育機関など多くの人たちの理解とつながりが重要です。
- ・ 子どもの頃から福祉への関心が持てるよう、学校教育において高齢者や障がい者等への理解を深めることが大切です。
- ・ 多くの人々が福祉への関心を高め、福祉への関わりを持てるよう、講座や勉強会などの開催により、福祉への理解を広める必要があります。

施策の方向性

- ・ 誰もが暮らしやすい地域を築いていくことを目指し、地域福祉や子ども、高齢者、障がい者等への理解を深める各種講座の開催などにより福祉についての啓発を図ります。
- ・ 地域福祉について周知することや学習機会を充実するとともに、地域での交流の機会を増やすことで地域住民のつながりを広げ、また、地域活動やボランティア活動等と連動しながら、地域での支え合い、助け合いが育まれる環境形成を図ります。

今後の取り組み

■町の取り組み■

- ・ 福祉に関する講演会や講座などの開催に努めます。（継続）
- ・ 住民が講演会や講座などで習得した知識や技能をいかせる機会の提供に努めます。（継続）
- ・ 交流を含めた福祉教育を推進します。（継続）
- ・ 障がいに関する正しい理解の周知に努めます。（継続）
- ・ 広報紙やホームページを活用した福祉活動や人権擁護などに関する記事の掲載、講演会の開催など、あらゆる機会を通じて、地域福祉を幅広く啓発していきます。（新規）
- ・ 早い時期から福祉意識の醸成を図るため、小・中学校におけるボランティア活動を通じた福祉教育の推進を推奨します。（新規）
- ・ 高齢者や障がい者の社会参加や雇用を進めるため、技術習得を支援するとともに、住民や事業者の理解・関心を深める活動に取り組みます。（新規）

■社会福祉協議会の取り組み■

- ・ 「福祉教育協力校事業」（継続）
町内の小・中学校への福祉体験学習指導・ボランティア派遣・福祉器具の貸出しを行います。

福祉教育推進校（小中学校）に助成を行います。（助成条件を満たした小中学校に年間5万円を助成）（町委託事業）

- 「出前福祉教室」（新規）

福祉への関心や意識の高揚を図るため、町内小・中学校及び学童保育所、各種団体等の要請に応じ出前の福祉教室を実施します。

【令和3年度】

出前教室実施に向けて、職員研修を実施します。

小中学校及び学童保育所と教室実施について協議し、実施可能な学校等で行います。

参加者へアンケートを実施します。

【令和4年度】

出前教室実施に向けて、職員研修を実施します。

団体等へHP及びチラシ等で事業の周知を行います。

各学校等に事前に希望内容等の調査を行い、希望に応じた内容の教室を実施します。

参加者へアンケートを実施します。

【令和5年度】

前年度の希望調査を基に教室内容のメニュー作成を行います。

福祉用具を活用した体験型の教室を検討します。

【令和6年度】

新たな実施方法として、福祉団体・ボランティアと連携した教室実施を検討します。

【令和7年度】

小中学校及び学童保育所において、毎年教室実施を行います。

取組目標

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
目 標	職員研修、 教室実施	PR、希望調 査、教室実施	メニュー作成 体験型検討	団体との 連携検討	全校で実施

- 「意志疎通支援事業」（継続）

手話を言語として認知し、町民及びろう者が共生する地域社会の実現をめざして、手話表現技術を習得できる講習会を開催します。（町委託事業）

地域に手話ができる住民を増やすことで、手話通訳士がいなくても、日常でろう者へのサポートができる環境を推進します。

講習会参加人数目標

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
目 標	10人	15人	20人	25人	30人

■町民一人ひとりができること■

- 福祉に関する講演会や講座などに積極的に参加しましょう（継続）

- ・ 様々な交流の場に参加しましょう。（継続）
- ・ 講演会や懇談会に参加し、地域の生活課題を話し合いながら地域でできることに取り組みましょう。（継続）
- ・ 家庭や地域の中で、人権や福祉について話し合ってみましょう。（新規）
- ・ 行政区組織や自主グループの集まりなどで、地域福祉に関する勉強会を開催しましょう。（新規）

施策3-1：見守りネットワークの体制づくりを進めます

現状・課題

- ・ 地域の福祉課題に対して、住民同士の支え合い、助け合い、見守りを基本として、地域ので問題が解決していくことが求められています。
- ・ 地域には様々な福祉活動を行う団体、組織があり、それぞれが独自の目的を持って活動していますが、ネットワーク化はされていないため、きめ細かな地域福祉活動にはつながりにくい現状があります。
- ・ 地域に住む子どもから高齢者、障がい者等に対する理解を深め、地域住民自らが、地域の問題を自分の問題として受けとめ、互いに連携し合い一体となって解決していくためのネットワークを地域でつくり上げていくことが必要です。
- ・ 明和町における福祉団体には、多様な活動団体があり、年々活動が活発になってきています。より多くの住民が見守りネットワークに参加できるよう、情報の発信、また、困ったときに気軽に話せる人や場所、ボランティアへの橋渡しをするようなシステムが望まれており、ボランティアの担い手育成の支援など、見守り活動をするための環境づくりを進めることが必要です。

施策の方向性

- ・ 日頃の見守り、声かけ、地域のなかでの助け合い、支え合いのある環境づくりに努めます。また、地域や関係機関・団体のネットワーク化により、ひとり暮らし高齢者等の孤立・孤独死防止、虐待防止のための、見守りネットワークづくりを推進します。

今後の取り組み

■町の取り組み■

- ・ 子ども、高齢者、障がい者等への生活支援、孤立・孤独死及び虐待の防止のための地域見守り活動組織・ネットワークを全行政区に設置します。（継続）
 - ※ 地域の見守り組織の立ち上げを支援します。（継続）（再掲）
 - 現状：立ち上げ済み7地区（大佐貫、梅原、江口、南大島、千津井、新里、川俣）
 - 目標：令和4年度までに全地区立ち上げ
 - ※ 見守り組織の活動を通じて地域における支え合いが進むよう活動を援助します。（継続）（再掲）
 - 明和町高齢者生活支援サービス事業補助金
 - 地域の生活支援団体が一人暮らし高齢者等に対して行う生活支援サービス（見守り活動又は安否確認、外出支援、家事代行支援）に補助金を交付し、団体の体制の構築の推進を図り、地域で支えるネットワークづくりに寄与する。

- ・ 民間企業等との連携による見守りネットワークの設置を進めます。（継続）
- ・ 子どもの登下校時の安全見守り体制づくりを進めます。（継続）

■社会福祉協議会の取り組み■

- ・ 「見守り組織活動支援事業」（継続）
※「施策２－２：小地域福祉活動を進めよう」参照

■町民一人ひとりができること■

- ・ 高齢者や障がい者、子育て家庭などを地域ぐるみで見守りましょう。（新規）。
- ・ 児童や生徒の登下校などに合わせて、健康づくりのための散歩などをしながら、見守り活動を実施しよう。（新規）

施策3-2：災害時支援を必要とする人をサポートする体制をつくります

現状・課題

- ・ 近年台風や地震などによる大規模災害が各地で発生しています。いざというときに身の安全を確保するためには、日頃から防災意識を持って生活することが大切です。
- ・ 災害から身を守るためには、行政による「公助」の取り組みと連携し、自分の身は自分で助ける「自助」や、近所の人等と助け合う「共助」による取り組みを進めることが大切です。
- ・ 災害時における要配慮者及び避難行動要支援者は自力での避難が困難であるため、地域内で要配慮者の避難体制の確立するしくみと避難場所の確保が必要です。
- ・ 要配慮者及び避難行動要支援者への的確な支援と安全な避難が行えるように、災害情報や支援の方法、避難経路などの情報提供を地域住民に向け確実に行うことが求められています。
- ・ ボランティア、NPO等の活動受け入れなど実際に想定した訓練を行い、地域住民の防災意識を高めることが大切です。

施策の方向性

- ・ 地域の自主防災組織を支援するとともに、要配慮者及び避難行動要支援者支援体制の充実を図ります。

今後の取り組み

■町の取り組み■

- ・ 民生委員を始めとする地域の関係者・関係団体・関係機関との連携を強化し、避難行動要支援者名簿に掲載すべき者が確実に掲載されるよう努めます。（新規）
※名簿の最新情報への更新及び関係機関との共有 毎月実施
- ・ 要配慮者及び避難行動要支援者に対する個別計画を福祉専門職や社会福祉協議会等の関係機関の参画の下、本人や家族、地域住民、行政等が連携して策定します。（新規）
※地域の見守り組織とも連携・協力・連動しながら、個別計画の策定に取り組む
※計画作成の優先度が高いと判断される者や地域の実情を踏まえながら、計画期間中に策定することを目標
- ・ 作成した個別計画をもとに当事者を含めた関係者が参加し、避難訓練の実施に努めるとともに、必要に応じ計画の見直しを行います。（新規）
- ・ 災害時に地域の自主防災組織が共助の活動が行えるよう、平時から防災に関する啓発や訓練実施、活動備品・物資の整備、避難所環境整備等について支援します。（新規）
- ・ 要配慮者及び避難行動要支援者との情報をやりとりできる仕組みづくりを行います。（継続）
- ・ 要配慮者及び避難行動要支援者への支援を行うネットワークづくりを行います。（継続）
- ・ 災害時、必要に応じて福祉避難所を設置します。（継続）

■社会福祉協議会の取り組み■

- ・ 「社会福祉協議会事業継続計画（BCP）」（継続）
 - ・ 「災害ボランティアセンター設置マニュアル」（継続）
- これらを基に、要配慮者及び避難行動要支援者、災害ボランティア・NPO等の活動（受け入れ体制の整備）を想定した避難訓練の実施を行います。（年1回）

【令和3年度】

職員研修及び訓練を行い計画の見直しを行います。
町と協議し町防災訓練との連携を検討します。

【令和4年度】

ボランティア団体と連携した災害ボランティアセンター設置訓練を実施します。

【令和5年度】

近隣の福祉施設等と連携し、災害時避難支援訓練の実施を検討します。
また、災害時における連携協定締結を検討します。

【令和6～7年度】

継続した職員研修、訓練実施、計画見直しを行います。

取組目標

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
目標	職員研修 訓練実施	災害V C 設 置訓練実施	近隣施設と 連携訓練	研修及び訓 練、見直し	研修及び訓 練、見直し

■町民一人ひとりができること■

- ・ 災害時の対応準備に関心を持ちましょう。（継続）
- ・ 平時から、各自・各家庭で食料・飲料水等の備蓄、家具の固定、耐震化等を進めていくとともに、地域で起こりそうな災害や避難経路を把握し、地域に住む方々と知り合い、何かあったら協力できる関係を築いておきましょう。（新規）
- ・ 災害対策に関する講習会や勉強会、防災訓練などへ積極的に参加しましょう。
- ・ 地域の方々と防災について一緒に考え、地域の自主防災組織を中心とした地区防災計画づくりに取り組みましょう。

施策3-3：再犯防止の体制を充実します

本施策を「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に基づく、市町村における「再犯防止等に関する施策の推進に関する計画」（『明和町再犯防止推進計画』）として位置づけます。

国の「再犯防止計画」では、「誰一人取り残さない社会」の実現に向けた5つの基本方針と7つの重点分野を示しており、群馬県の「群馬県再犯防止推進計画」においても、本県における再犯防止等に関する施策の現状を考慮し、今後に向けた基本的な方向性や県の取り組み等を定め、再犯防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進できるよう、計画しています。

明和町においては、明和町の実情に応じた再犯防止等に関する取り組みを推進し、犯罪や非行をした人たちが、社会において孤立することなく、円滑に社会復帰できるよう支援することにより、住民が犯罪による被害を受けることを防止するとともに、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

現状・課題

- ・ 犯罪や非行をした人たちの中には、貧困、疾病、障害、アルコールや薬物への依存等のために仕事や住まいが確保できない等、地域社会において生活することが困難な状況にある人も多く、それ故に再び罪を犯してしまうという悪循環を繰り返している人が少なくありません。その解消のためには、刑事司法手続から離れた後も続く、関係機関が連携した息の長い社会復帰支援が必要となっています。

施策の方向性

- ・ 犯罪や非行の防止し、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築いていきます。
- ・ 犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えていく地域社会を築いていきます。

今後の取り組み

■町の取り組み■

- ・ 「群馬県再犯防止推進計画」の推進（新規）
「群馬県再犯防止推進計画」に基づいて、町が行うべき取り組みを積極的に推進します。
- ・ 再犯防止に関する周知啓発（新規）
犯罪や非行の防止と立ち直りを支援する取り組みである「社会を明るくする運動」などを通じて、再犯防止に関する地域での意識の醸成を図ります。
町のホームページや広報紙において、保護司や更生保護女性会等の活動について周知し、住民の理解の促進に努めます。
- ・ 更生保護活動への支援（新規）
地域における更生保護の活動拠点である、館林邑楽地区更生保護サポートセンターとの連携に努めます。

保護司会、更生保護女性会等地域の安全・安心に資する活動を行う民間ボランティアの活動に対する助成を継続します。

- ・ 保護司との連携強化（新規）

犯罪をした者の更生を助けることを目的に活動している保護司との情報共有や連携を強化します。

- ・ 民間協力者や関係団体等との連携（新規）

更生保護女性会などの更生保護にかかわる団体や支援者、明和町社会福祉協議会、保護観察所等との連携強化に努めます。また、協力雇用主などの再犯防止に向けた就労に関する支援関係者や住居に関する支援関係者等との連携を図り、取り組みを推進します。あわせて、「群馬県再犯防止・立ち直り支援ネットワーク会議」（群馬県主催）へ参加し、群馬県との連携に努めます。

「社会を明るくする運動」を保護司、更生保護女性会を始めとする民間協力者と連携して推進します。

- ・ 保健医療・福祉サービスの利用支援（新規）

必要な人に対して適切な支援が行われるよう、関係機関と連携し、保健医療・福祉サービスの利用促進を進めます。

社会福祉協議会や民生委員・児童委員等が出席する会議・研修や地域ケア会議等で、町の再犯防止推進計画を周知するとともに、犯罪をした者等のうち保健医療・福祉サービスを必要とする者についての課題を共有します。

- ・ 犯罪被害者支援施策との協調（新規）

再犯防止に関する施策の展開を行うにあたり、第3次群馬県犯罪被害者基本計画等の犯罪被害者への支援を行う施策などと協調を図りながら進めます。

■社会福祉協議会の取り組み■

- ・ 「社会を明るくする運動」（新規）

町を始めとする関係機関・団体と社会を明るくする運動推進委員会を組織し、構成する各組織ごとに社会を明るくする運動の趣旨の周知徹底を図り、非行防止に努めます。

■町民一人ひとりができること■

- ・ 「社会を明るくする運動」の趣旨を理解して運動に協力するなど、犯罪や非行防止と罪を犯した人たちの更生に理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい地域社会を築きましょう。

施策4-1：総合相談窓口を充実します

現状・課題

- ・ 地域には、子どもや高齢者等の虐待問題、障がい者の自立支援、生活するうえでの困りごとなど様々な課題が存在します。何か困ったことが起きたときに、身近な場所で何でも気軽に相談できる窓口があることは、安心して暮らすためには大変重要です。住民にとっては、どこに相談したらよいかわからないという状況も多く見受けられ、また、1つの部門だけでは解決できない課題も多くあります。そのため、総合的な相談窓口の設置や支援を必要としている人と福祉活動をしている人との調整役となる人材を地域に配置することが求められています。
- ・ 高齢者や障がい者等を支える家族には心身両面に大きな負担が伴うため、相談支援を充実し、心理的な負担の軽減を図ることが必要です。
- ・ 身近に行ける窓口として町の東西にも相談窓口が求められています。

施策の方向性

- ・ 多様な福祉ニーズや福祉サービスに関する相談窓口の一元化に努めるとともに、住民が相談しやすい体制を整えます。

今後の取り組み

■町の取り組み■

- ・ 相談支援体制の整備を図ります。（継続）
住民の手続き、相談窓口をワンフロアに設置することにより、ワンストップサービスを実現します。
- ・ 支援が必要な人への配慮に努めます。（継続）
相談窓口のワンフロア化だけでなく、相談支援内容についても課を超えた横断的支援を実施します。
- ・ 地域住民の複合・複雑化したニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するために、以下の支援を一体的に実施する事業（「重層的支援体制整備事業」）の実施を検討します。（新規）
 - ①相談支援（断らない相談支援体制）
 - ・ 介護（地域支援事業）、障がい（地域生活支援事業）、子ども（利用者支援事業）、困窮（生活困窮者自立相談支援事業）等の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援を実施
 - ・ アウトリーチを含めた継続的な伴走支援、多機関協働による支援を実施

■社会福祉協議会の取り組み■

・ 「総合相談支援事業」 (継続)

福祉に関する初期相談とアセスメント及び相談機関の連絡調整を実施する福祉総合相談窓口を設置し、相談支援事業を行います。

更に、関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制を強化するため「重層的支援体制整備事業」を進めます。

※ 詳細は「施策4-2：相談から支援への連携（ネットワーク）づくりを進めます」参照

・ 「日常生活自立支援事業」 (継続)

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不安な人の福祉サービスの利用や日常的な金銭管理等の援助を行います。

利用者の判断能力の程度や主なニーズが、日常生活自立支援事業の支援対象範囲にあるか否かの情報収集・分析（アセスメント）や、利用者に変化はないか、これまでどおりの支援で良いかの見極め（モニタリング）を定期的に取り組み、必要に応じて成年後見制度への移行がスムーズに行われるように支援します。

・ 「貸付事業」 (継続)

低所得者世帯に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、一時的に生活に困窮する者の更生と福祉の増進を図ることを目的として支援を行います。

貸付と一体的に自立へ向けた支援体制を強化するため「重層的支援体制整備事業」を進めます。

※ 詳細は「施策4-2：相談から支援への連携（ネットワーク）づくりを進めます」参照

【令和3年度】

新たな支援だけでなく、貸付を行っている世帯に連絡をして、その後の生活について確認を行います。生活の立て直しができている、または、再度困窮に陥っている場合には、生活の立て直しに向けた次のプランを考えて支援します。

【令和4年度】

償還が滞っている世帯を訪問して様子を伺います。

生活に困っていなければ償還を促し、もし困っているようなら次のプランを考え、自立に向けて支援を行います。

【令和5～6年度】

「重層的支援体制整備事業」と連携することで、生活保護を受給している世帯が自立できるようアウトリーチを行います。また、「農福連携事業」と連携することで、貸付だけでなく、同時に就労場所も確保できる方法を検討します。

【令和6年度】

生活困窮者が就労できる場を確保し、実際に支援を行うことで、貸付の減少や生活保護からの自立を目指します。

【令和7年度】

次期計画に向けて内容を見直し、新たな課題について検討します。

●計画後中間目標

貸付から自立へ向けて就労場所の確保

●最終目標

明和町の生活困窮者を0（ゼロ）にする。

明和町の生活保護率の目標

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
目 標	0.16%	0.15%	0.14%	0.13%	0.12%

■町民一人ひとりができること■

- ・ 社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員・児童委員などについて理解を深めましょう。（継続）

施策４－２：相談から支援への連携（ネットワーク）づくりを進めます

現状・課題

- ・ 地域での多様な福祉課題に対応していくためには、町、社会福祉協議会、社会福祉法人、関係行政機関、福祉サービス事業者、NPO、ボランティア、各行政区、民生委員・児童委員、地域住民がそれぞれの特性を活かし、協働できる体制を整えることが必要です。
- ・ それぞれの団体、機関が役割分担したうえで、協力・連携を図っていくことが重要です。
- ・ 特に、町と社会福祉協議会は、それぞれの特性を活かして役割分担し協働することで、総合的に地域福祉を推進していくことが求められています。
- ・ 高齢者や判断能力が不十分な人が、地域でできる限り自立した生活を送れるよう支援するしくみづくりが求められています。
- ・ ボランティア活動を促進する環境づくりも必要です。
- ・ 障がい者の親の高齢化に伴う課題に対応する支援のしくみづくりが求められています。
- ・ 個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化（社会的孤立、ダブルケア、いわゆる8050問題）してきています。これらの課題は、誰にでも起こる社会的なリスクといえますが、個別性が高く、対象者別の各制度の下での支援の実践において対応が苦慮されています。

施策の方向性

- ・ 高齢者や障がい者などの地域での生活を支えるために、様々な機関や団体などとのネットワークの構築を支援します。
- ・ 個別課題から地域課題まで幅広く取り扱い、解決に向けて、住民・町・社会福祉協議会・福祉団体・関係機関等が協力しながら対応することで、悩みを抱える住民の支援を明和町全体の総合力で解決していく体制を作っていきます。
- ・ 地域住民、各種団体、事業者、行政が連携し、地域における課題や問題が深刻化する前に気づき、支援や対策が行えるようなネットワークが形成され、互いに支え合い、助け合える地域社会となるような地域福祉の基盤整備を推進します。

今後の取り組み

■町の取り組み■

- ・ 関係者との連携を強化し必要な福祉サービスの提供に努めます。（継続）
- ・ 地域福祉の推進団体である社会福祉協議会と協働体制の充実を図ります。（継続）
- ・ 地域住民の複合・複雑化したニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するために、以下の支援を一体的に実施する事業（「重層的支援体制整備事業」）の実施を検討します。（新規）（再掲）
 - ① 相談支援（断らない相談支援体制）

- ・介護（地域支援事業）、障がい（地域生活支援事業）、子ども（利用者支援事業）、困窮（生活困窮者自立相談支援事業）等の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援を実施

- ・アウトリーチを含めた継続的な伴走支援、多機関協働による支援を実施

②参加支援（社会とのつながりや参加の支援）

- ・介護、障がい、子ども、困窮等の既存制度を緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取り組みでは対応できない狭間のニーズ（世帯全体としては経済的困窮にはないが、子がひきこもりであるなど）に対応するために、本人のニーズと地域の資源との間を取り持つことで多様な資源の開拓を行う総合的な支援機能を確認し、本人・世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復する支援（就労支援・見守り等居住支援など）を実施

- ・長く社会とのつながりが途切れているものに対しては性急な課題解決を志向せず、段階的で時間をかけた支援を行う

③地域づくりに向けた支援

- ・介護（一般介護予防事業、生活支援体制整備事業）、障がい（地域活動支援センター）、子ども（地域子育て支援拠点事業、困窮（生活困窮者のための共助の基盤づくり事業）の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施

- ・住民同士が出会い参加することのできる場や居場所、ケアや支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能を確認

■社会福祉協議会の取り組み■

- ・「重層的支援体制整備事業」（新規）

「地域共生社会」の実現に向けた包括的支援体制の整備のため「重層的支援体制整備事業」の創設に向けて検討します。

【令和3年度】

町の「重層的支援体制整備事業」に係る高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援、生活困窮者支援に関わる課と本会で議論を繰り返しながら検討を進めます。

【令和4年度】

町と社会福祉協議会で協議のうえ「重層的支援体制整備事業実施計画」（以下、実施計画）の「案」を作成し、その案を土台に関係機関との議論を踏まえ成案としていきます。

【令和5年度】

実施計画に基づき「重層的支援体制整備事業」創設及び実施

【令和6年度】

実施計画に定めた事業目標や評価指標に基づき、事業の実施状況等を分析・評価し、必要に応じて体制の見直しを行います。

【令和7年度】

次期計画に向けて内容を見直し、新たな課題について検討します。

●計画後中間目標

「重層的支援体制整備事業」の創設

- ①相談支援（断らない相談支援体制）
- ②参加支援（社会とのつながりや参加の支援）
- ③地域づくりに向けた支援

●最終目標

住民・町・社協・福祉団体・関係機関等が協働して地域の課題を解決し、共に地域を創っていくこと。

創設に向けての目標

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
目 標	検討	実施計画	創設	見直し	次期検討

※ 「重層的支援体制整備事業」とは、社会福祉法に基づく新たな事業です。地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境を整備したり、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制を整備することで、関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制づくりを行うことです。

※ 「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

施策4-3：分かりやすい情報提供を進めます

現状・課題

- ・ 住民は、利用できるサービスの情報やどのようなサービスがあり、どこに申請すればよいのかという情報を求めています。
- ・ 情報発信の方法として、広報紙やホームページが情報媒体として大きな役割を果たしていますが、高齢者や障がい者には情報が届きにくいいため、誰もが必要な情報を手軽に受け取れるような配慮が必要です。
- ・ 多様化している福祉に関する相談に対応するためには、福祉サービスに関する窓口の一元化に努めるなど相談機能の充実を図り、組織的な相談体制づくり、情報提供を推進する必要があります。

施策の方向性

- ・ 誰もが手軽に情報を受け取れるように、分かりやすい情報の伝達に努めます。多様化している相談に対応し、利用しやすい窓口の充実を図ります。

今後の取り組み

■町の取り組み■

- ・ 各種媒体を活用し、分かりやすい情報提供に努めます。（継続）
- ・ 手話通訳・要約筆記者の派遣についての周知を図り、障がい者が必要なときに利用しやすい体制づくりに努めます。（継続）

■社会福祉協議会の取り組み■

- ・ 「社協だより」（継続）
福祉サービスやイベント、講座等、社協活動の情報や町民の必要とする情報を広く紹介するとともに、読みやすい紙面づくりに努めます。年2回（7月と1月）

【令和3年度】

福祉事業だけでなく、法人会員やエリアパートナーの紹介等を入れることで、もっと本会に興味を持って貰えるような、きっかけづくりをするとともに、法人会員やエリアパートナーの増強へとつなげます。

どのくらいの住民の方が読んでいるかの指標を算出するための、読者アンケート調査の方法を検討します。

【令和4年度】

地域福祉に携わる若い町民の紹介や、学童保育所児童の紹介コーナーなどを設け、年齢の若い人や、児童の保護者にも興味を持って貰えるようなきっかけづくりをします。

読者アンケートを行い、読者率を調査します。

【令和5年度】

福祉のフォトコンクールを開いて、福祉だよりに多くの方が興味を持つコトづくりを行います。

【令和6年度】

再度、読者アンケートを行い、読者率を調査し、前回の読者率と比較し、見直しを図り、全世代に興味を持って貰えるよう、紙面の全面リニューアルをします。

【令和7年度】

次期計画に向けて、内容を見直し、新たな課題について検討します。

●計画後中間目標

今まで興味なかった町民の方から読んで貰える紙面を目指す。

●最終目標

全世代の町民が興味を持ち、参加できる紙面を目指す。

取組目標

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
目 標	法人企業への働きかけ	若年層への働きかけ	興味を惹くコトづくり	紙面見直し	次期検討

・ 「ホームページ」（継続）（閲覧数 12,300人 2月末現在）

ホームページ（以下「HP」という。）を活用し、タイムリーな情報提供を進めます。

【令和3年度】（1日50人目標）

学童保育所、デイサービス、老人福祉センターのブログを開設し、ご家族の方に本会HPを見ていただくきっかけを作ることで、本会の福祉事業についての理解促進と閲覧数の増加を目指します。

【令和4年度】（1日60人目標）

本会の会員となっている法人やエリアパートナーと相互のリンクを貼ることで、お互いのPR強化へと繋げるとともに閲覧数の増加を目指します。

HPの活用として、本会運営施設の予約や、福祉事業の申込、シルバー人材センターの申込みをネットでもできるように検討及び準備をします。

【令和5年度】（1日80人目標）

本会運営施設の予約や、福祉事業の申込、シルバー人材センターの申込みをネットでもできるようにすることでサービスの向上と受注件数及び閲覧数の増加を目指します。

【令和6年度】（1日90人目標）

HPの内容を全面的に見直しして、見やすさ、使いやすさの向上を図ることで、閲覧者への配慮をするとともに、閲覧数の増加を目指します。

【令和7年度】（1日100人目標）

次期計画に向けて、内容を見直し、新たな課題について検討します。

●計画後中間目標

今まで本会に興味なかった町民へのアプローチ

ホームページの閲覧数を1日80人以上にする。

●最終目標

全世代の町民から見て貰えるホームページの作成

ホームページの閲覧数を1日100人以上にする。

利便性を上げ、見るだけでなく、申込等の活用もできるようにする。

閲覧数の増加に向けて目標

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
目 標	18,250人	21,900人	29,200人	32,850人	36,500人

・ 社協のプロモーション（認知度48.7% 令和2年9月現在）

各メディアを利用して戦略的・効果的に情報発信することや、社協のファンを増やしていきます。また、「解決・克服しているのに、いまだに引きずっている過去のマイナスイメージを払拭する」と「依然として残っている課題」に取り組んでいきます。

【令和3年度】

プロモーションを行うにあたり、どのような活動をしたり、「ソーシャルメディア」を利用したりするか職員間で議論を繰り返しながら、検討を進めます。

どのくらいの住民の方が、社協のことを知っているのかの指標を算出するための、満足度調査の方法を検討します。

【令和4年度】

検討した結果をもとに制度化に向けての素案を作成します。

プロモーションの実施に向けて職員研修を重ねます。

満足度調査を行い、社協についての満足度を調査します。

【令和5年度】

プロモーション活動の制度化及び実施に向けての準備を行います。

地域に出向く活動（福祉出前講座等）とも連携することで、社協のことを理解していただく機会を増やし、認知度を上げていきます。

【令和6年度】

プロモーション活動を実施することで、新たな視点から本会のPRを行います。

再度、満足度調査を行い、社協についての満足度の確認とPRの効果について検証することで、次のPR活動へとつなげます。

【令和7年度】

次期計画に向けて、今まで実施してきたことを見直し、新たな課題について検討します。

●計画後中間目標

本会を知らない町民や、間違った認識を持っている町民へのアプローチ

●最終目標

本会の活動をより多くの町民に知ってもらい、福祉の理解と認識を深めることにつなげる。

認知度目標

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
目 標	調査方法 検討	50%	活動を 制度化	60%	時期検討

※ ソーシャルメディアとはインターネットを利用して誰でも手軽に情報を発信し、相互のやりとりができる双方向のメディアのこと。代表的な物としてFacebookやTwitter、Instagram、Tiktok等のSNSのほか、YouTubeやニコニコ動画等の動画共有サイト、LINE等のメッセージングアプリ、ブログがある。

■町民一人ひとりができること■

- ・福祉に関する情報に関心を持ちましょう。（継続）

施策４－４：アウトリーチ型のコミュニティソーシャルワークを充実します

現状・課題

- ・ 支援が必要だが、様々な理由により地域においてSOSが出せず、窓口で相談に来ることができない人がいます。
- ・ 支援が届かない人を発見し、その人の生活を支援するために必要な社会資源やサービスにつなぐための入り口をつくることが求められています。
- ・ 相談窓口に来るのを待つのではなく、援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人たちに対して、こちらから積極的に向かい（訪問して）働きかけ、相談に結びつけることにより支援につなげる（アウトリーチ）が必要です。

施策の方向性

- ・ 支援を必要とする人を早期発見し、その人の生活を支援するために必要な社会資源やサービスにつなぐことのできる体制を整えます。

今後の取り組み

■町の取り組み■

- ・ 関係機関の連携により課題の把握に努めます（継続）
- ・ 懇談会やワークショップなどにより積極的な啓発に取り組みます（継続）
- ・ 地域住民の複合・複雑化したニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するために、「重層的支援体制整備事業」の実施を検討します。（新規）（再掲）
 - ① 相談支援（断らない相談支援体制）
 - ・ 介護（地域支援事業）、障がい（地域生活支援事業）、子ども（利用者支援事業）、困窮（生活困窮者自立相談支援事業）等の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援を実施
 - ・ アウトリーチを含めた継続的な伴走支援、多機関協働による支援を実施
 - ② 参加支援（社会とのつながりや参加の支援）
 - ・ 介護、障がい、子ども、困窮等の既存制度を緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取り組みでは対応できない狭間のニーズ（世帯全体としては経済的困窮にはないが、子がひきこもりであるなど）に対応するために、本人のニーズと地域の資源との間を取り持つことで多様な資源の開拓を行う総合的な支援機能を確認し、本人・世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復する支援（就労支援・見守り等居住支援など）を実施
 - ・ 長く社会とのつながりが途切れているものに対しては性急な課題解決を志向せず、段階的で時間をかけた支援を行う
 - ③ 地域づくりに向けた支援
 - ・ 介護（一般介護予防事業、生活支援体制整備事業）、障がい（地域活動支援センター）、子ども（地域子育て支援拠点事業、困窮（生活困窮者のための共助の基盤

づくり事業)の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施

- ・ 住民同士が出会い参加することのできる場や居場所、ケアや支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能を確保

■社会福祉協議会の取り組み■

- ・ 「重層的支援体制整備事業」

「地域福祉コーディネーター」が民生委員・児童委員など地域の福祉を担う人材や団体、関係機関などとも連携しながら、積極的に地域に出向き、福祉課題の把握に努め、アウトリーチ活動につなげるための体制を強化するため「重層的支援体制整備事業」を進めます。

※「施策4-2：相談から支援への連携（ネットワーク）づくりを進めます」参照

■町民一人ひとりができること■

- ・ 近所での声かけをしましょう。（継続）
- ・ 悩みを抱えこまないで、気になることがあったら相談をしましょう。（継続）

施策4-5：新たな移動手段を進めます

現状・課題

- ・ 自動車中心の社会において、年少者、要介護者、一部の高齢者や障害者など、自分で運転することができず、自家用の交通手段がないため、買い物など日常的な移動にも不自由を強いられている人がいます。
- ・ 運転免許証返納を促す動きが強まっていますが、その代替りとなる移動の足をどのように確保するのも同時に考える必要があります。

施策の方向性

- ・ 高齢者等や障がい者の方への積極的な外出支援であり、病院、買い物など生活や健康増進に必要な店舗へ、お出掛けの目的と、移動手段をセットで確保し外出支援を促し、かつ自家用車の運転や家族送迎に頼らない暮らしを創出します。
- ・ 明和町だけでなく広域で事業を取り組みます。

今後の取り組み

■町の取り組み■

- ・ 車を持たない高齢者や障がい者等を対象として福祉タクシー券を交付し、社会生活の便宜を図ります。また、運転免許証自主返納者に対してもタクシー券を交付し、免許証返納後の社会生活の便宜を図ることにより、免許証自主返納を促進します。
- ・ 公共施設送迎バスに代わるものとして、「チョイソコめいわ」の運行を社会福祉協議会へ委託することにより、交通弱者の足の確保、住民の健康増進を推進します。

■社会福祉協議会の取り組み■

- ・ 「チョイソコめいわ」「ラクシー」事業の実証実験を行いながら、利用者にとって利便性の高い最適な移動手段として令和4年度末までに事業化をします。
- ・ 出掛けるきっかけとなる「コトづくり」を毎月実施します。
- ・ 停留所となるエリアパートナーを増やします。
- ・ デマンド交通サポーターと共に事業の周知や会員拡大、また、利用者の声を事業に反映し、利便性の高いサービスの構築を行います。

【令和3年度】

有料会員獲得のための「コトづくり」を毎月実施します。

事業化に向け県外運行の調整、公共交通会議での同意を目指します。

【令和4年度】

エリアパートナーと協働で「コトづくり」を実施します。

会員アンケート調査を行い課題の抽出。サービス内容の再検討を行い事業化します。

【令和5年度】

有料会員増加のための「コトづくり」を継続します。

デマンド交通サポーター会議での意見や課題の吸い上げ及び検討します。

事業内容について実績等を基に検証。ニーズ調査の実施及び検証します。

【令和6～7年度】

デマンド交通サポーター会議での意見や課題の吸い上げ及び検討します。

利用者の要望を基に新規エリアパートナーを開拓します。

チョイソコめいわ・ラクシー利用者数目標

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
目 標	1,792 人	1,955 人	2,188 人	2,444 人	2,606 人

■町民一人ひとりができること■

- ・ デマンド交通サポーターに登録して、事業の周知や会員拡大に協力しましょう。（新規）
- ・ 「チョイソコめいわ」「ラクシー」を利用して、意見や要望を伝えましょう。（新規）

施策４－６：成年後見・権利擁護支援の体制づくりを進めます

本施策を「成年後見制度の利用促進に関する法律（以下「促進法」という。）第14条第1項に基づく市町村における「成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画（市町村計画）」（『明和町成年後見制度利用促進基本計画』）として位置づけます。

国の成年後見制度利用促進基本計画の基本ポイントである「利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」、「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」、「不正防止の徹底と利用しやすさの調和」を踏まえ、本町の成年後見制度の利用促進を目指して取り組んでいきます。

現状・課題

- ・ 明和町では、判断能力が不十分なため日常生活に支障をきたしている高齢者、知的障がい者や精神障がい者に対し、成年後見制度の「町長申立て」の仕組みや申立て費用の助成、後見人等への報酬の全部又は一部を助成する「成年後見制度利用支援事業」を実施していますが、現状では、利用の実績はありません。
- ・ 明和町でも、ひとり暮らし高齢者を狙った詐欺等の犯罪、成年後見制度や虐待に関する相談が増えており、財産管理や身上監護（被後見人の生活や健康、療養等に関する手続きや契約を行うこと）等、法律面や生活面での支援を必要とする方が増えていくと推測されます。誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるような体制の整備が必要です。また、障がい者を見守る家族等の高齢化も懸念されるため、「親亡き後」の支援が必要となります。
- ・ 成年後見制度の利用が必要な方の状況に応じ、相談窓口を整備するとともに、親族、福祉・医療・地域などの関係者が連携して関わり、適切な支援につなげるための地域連携の仕組みづくり（地域連携ネットワーク）が必要です。
- ・ 住み慣れた地域で安心して生活を続けるためには、どのような人でも成年後見制度を含む権利擁護支援を受けられることが必要です。費用負担能力や身寄りのない方をはじめ複合化・複雑化した課題がある方や長期的な支援が必要な方であっても、成年後見制度を適切に利用できる仕組みが必要です。
- ・ 成年後見制度は後見人の担い手の不足が指摘されており、専門職後見人を補う市民後見人の役割が期待されています。

施策の方向性

- ・ 住み慣れた地域で、権利擁護支援が必要な方を早期に発見し、速やかに適切な支援につなげるとともに、財産管理にとどまらず、本人の意思が重視され、かつ、生活の向上につながる福祉支援を目指します。
- ・ 地域に暮らす一人ひとりの町民の尊厳を守るために、虐待防止体制の強化を図り、関係機関とも密接に連携して早期発見対応に取り組めます。

- ・ 成年後見制度や日常生活自立支援事業の認知度を高め利用を促すとともに、後見活動や日常生活支援を担う後見人、支援員等の担い手の確保に努めます。
- ・ 高齢化の進行により増加している認知症については、権利擁護支援の推進だけでなく、住民への認知症の正しい知識の普及、保健医療機関と連携した早期診断、早期対応や予防に努めます。
- ・ 障がい者の「親亡き後」の支援のために、地域生活支援拠点や基幹型相談支援センターを整備します。

今後の取り組み

■町の取り組み■

- ・ 周知啓発（新規）
日常的な生活の見守りや支援を受けながら、安心して地域での生活を送ることができるよう、成年後見制度、権利擁護に関する知識や理解の周知・普及啓発を行います。また、将来の市民後見人育成に向けた後見制度の周知を行っていきます。
- ・ 相談対応（継続）
地域包括支援センターや障害者相談支援事業所といった相談支援機関との連携・協力を強化します。
- ・ 地域連携ネットワークの構築（新規）
地域における見守り活動の中で、認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分で、権利擁護支援が必要な人を早期発見し、必要な支援へ結びつけるために、地域連携ネットワークの構築に努めます。
- ・ 協議会の設置（新規）
被後見人等への支援の在り方や方向性を考える「チーム」を支援するため、医療・介護・福祉関係者に加え、法律の専門職団体等が連携協力する「協議会」の設置に努めます。また、家庭裁判所等関係機関との連携強化を図ります。
- ・ 中核機関の設置（新規）
地域連携ネットワークの旗振り役であり、協議会の運営を行う「中核機関」の設置を進めます。
- ・ 制度利用支援（継続）
成年後見制度の利用促進を行います。成年後見制度の利用が必要な状況にあるにもかかわらず、本人や親族が申し立てを行うことが難しい場合などに、後見等開始の審判を町長が家庭裁判所に申し立てる「町長申し立て」の適切な活用を図ります。また、成年後見制度の利用が必要でありながら、経済的な問題等で利用することが困難な方を支援するため、申し立てに係る費用や後見人等の報酬について助成を行います。
- ・ 日常生活自立支援事業との連携（継続）
明和町社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業の利用者について、成年後見制度の利用が適当な場合は、制度へのスムーズな移行ができるよう町社協と連携していきます。

■社会福祉協議会の取り組み■

- ・ 「日常生活自立支援事業」（継続）

※「施策4-1：総合相談窓口を充実します」参照

判断能力が不安な人が住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、それぞれにあった支援を行います。サービスを必要とする人はもとより、地域住民にも広く権利擁護活動を周知するなど、普及に努めます。

■町民一人ひとりができること■

- ・ 成年後見制度や権利擁護支援の制度について、正しく理解しよう。

第4章

計画の推進

1

計画の推進体制

本計画の4つの各基本目標は、町・社会福祉協議会・地域・住民がそれぞれの役割を認識し、課題を共有したうえで互いに協力して取り組む必要があります。

(1) 町の役割

地域福祉計画は、町総合計画を上位計画として保健福祉の分野別計画や他の分野の計画と整合を図りながら進める計画であるため、関係各課が全庁的かつ横断的な体制のもと計画を推進します。

また、社会福祉協議会や行政区、民生委員・児童委員、ボランティアなどとの連携及び住民の参加を促進します。

(2) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を担う中核的組織として、地域福祉活動を活性化し、さらに展開していくためのサポートを行います。具体的には、地域福祉を支えるボランティアなどの活動支援、地域の福祉活動を進めるための組織化支援、福祉教育、人材育成などを行います。

また、社会福祉協議会は、地域福祉を推進する基盤として、コミュニティソーシャルワークの機能を充実し、基本目標4（自立した生活を支援するしくみづくり）に取り組むとともに、基本目標1～3の取り組みをサポートします。

(3) 地域の役割

各行政区（地域）は、地域福祉活動実践の基本単位として、民生委員・児童委員、ボランティア、老人クラブなどと連携して、小地域福祉活動や見守りネット（地域見守り活動）の立ち上げ・運営に取り組んでいくことが期待されます。

(4) 住民の役割

本計画は住民参加、住民主体が基本です。すべての地域の住民は支えられる立場であると同時に、自ら支える立場にもあることを理解し、身近で取り組めることから始めていくことが期待されます。

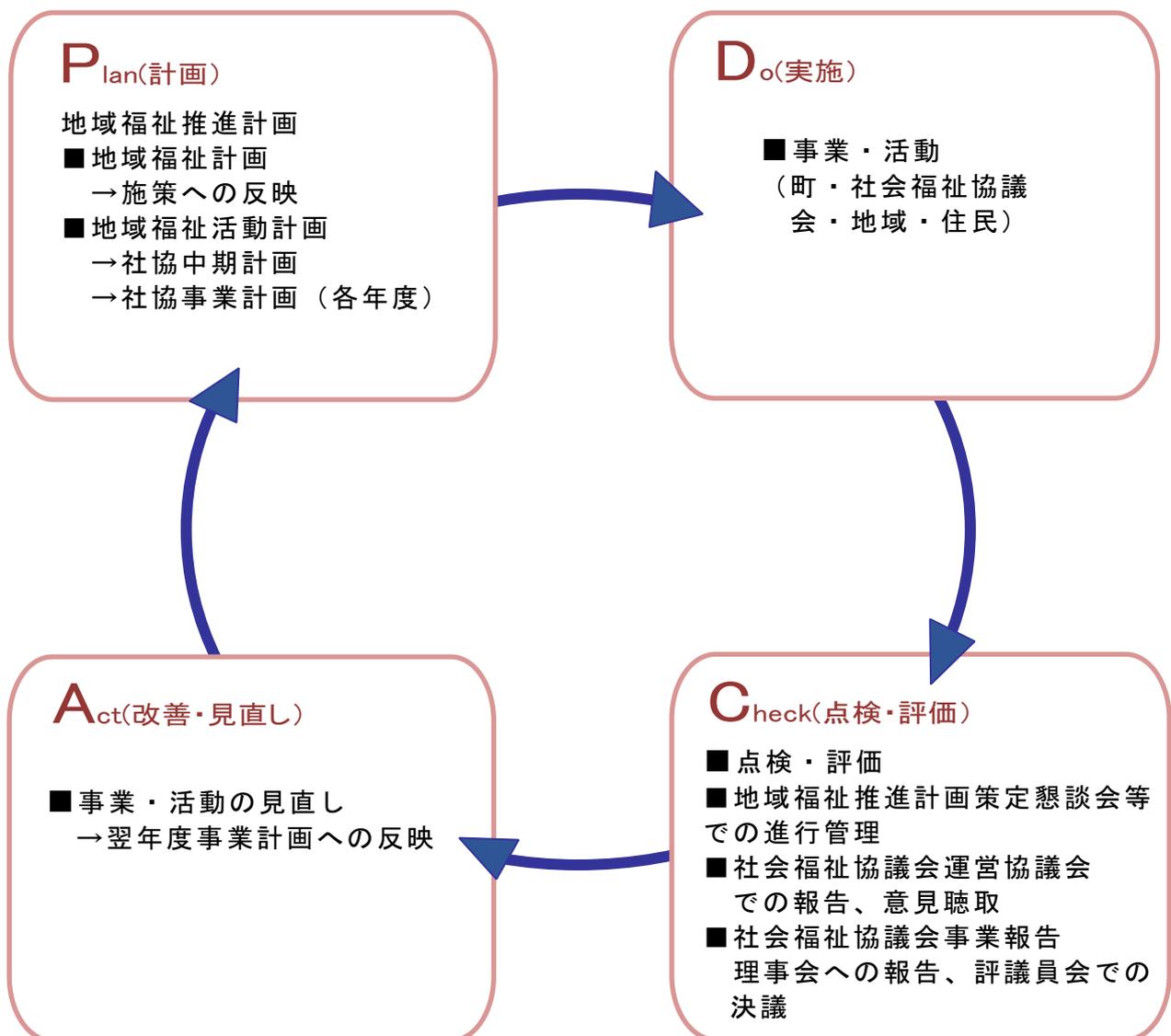
また、地域福祉の担い手として、地域の集まりや活動、ボランティアの研修等に積極的に参加することが望まれます。

2

計画の進行管理

計画の進行管理にあたっては、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（点検・評価）→ Act（改善・見直し）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善するPDCAサイクルを用いて点検・管理を行います。

施策については、毎年度「地域福祉推進計画策定懇談会」の委員が評価を行います。評価方法としては、施策について、どの程度達成しているかを評価します。施策の達成度について進捗管理を行うことで、情報提供度合いや問題の所在分析を行い、次年度以降の改善を図っていきます。



参 考 资 料

1 計画策定の経過

月	取り組み	内 容
令和2年 9月	町民アンケートの実施	地域福祉に関する意識調査 個人 町内在住 18歳以上 1,000人 団体 関係団体 10団体
令和3年 1月	福祉関係団体ヒヤリング (1月21日)	各福祉関係団体に対してヒヤリング
1月	第1回策定懇談会 (1月26日)	地域福祉推進計画の策定(見直し)について
2月	第2回策定懇談会 (2月19日)	計画書(素案)
3月	第3回策定懇談会 (3月17日)	計画(案)について

2 アンケート調査について

(1) アンケート調査の目的

計画策定の基礎資料として、地域福祉に関する町民の考え方や意見を把握するため実施した。

(2) 調査設計

調査地域 明和町全域

調査対象 個人 明和町在住 18歳以上の町民 1,000人(無作為抽出)
団体 明和町内の関係団体 10団体

調査期間 令2年9月～10月

調査方法 郵送配布・郵送回収

(3) 調査結果

対象者 個人 1,000人
団体 10団体

有効回収数 個人 491件
団体 10件

有効回収率 個人 49.1%
団体 100.0%

3 明和町地域福祉推進計画の策定に関する要綱

明和町地域福祉推進計画の策定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、明和町地域福祉推進計画（以下「計画」という。）の策定について、事務の円滑な推進を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(計画の内容)

第2条 計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第107条の規定に基づき明和町（以下「町」という。）が策定する市町村地域福祉計画
- (2) 法第109条の規定に基づく市町村社会福祉協議会である社会福祉法人明和町社会福祉協議会（以下「町社協」という。）が策定する地域福祉活動計画
- (3) 成年後見制度の利用促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項の規定に基づき町が策定する市町村の区域における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画
- (4) 再犯防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項の規定に基づき町が策定する地方再犯防止推進計画

2 町と町社協は、共同して前項各号に規定する計画を一体的に作成するものとする。

(策定懇談会)

第3条 計画の策定及び進行管理（以下「計画策定等」という。）に町民の意見を反映させるため、明和町地域福祉推進計画策定懇談会（以下「策定懇談会」という。）を開催するものとする。

2 策定懇談会は、計画策定等について協議し、検討し、意見する。

3 策定懇談会は、別表1の関係機関、関係団体及び町民の代表者をもって組織し、明和町長及び社会福祉法人明和町社会福祉協議会長が委嘱する。

4 策定懇談会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 会長は、会務を総括し、策定懇談会を代表する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 策定懇談会は、必要の都度会長が招集し、会長が議長となる。

8 会長は、その会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(策定委員会)

第4条 計画策定等をするために、明和町地域福祉推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

2 策定委員会は、計画策定等に関する事項について協議、検討及び連携調整を行う。

3 策定委員会は、別表2の町関係職員及び町社協関係職員をもって組織する。

4 策定委員会に委員長を置き、町副町長の職にある者をもって充てる。

5 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

- 6 策定委員会は、必要の都度委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 7 委員長は、その会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(作業部会)

第5条 策定委員会の補助機関として、明和町地域福祉推進計画策定作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

- 2 作業部会は、計画策定等に関する事項について調査及び研究を行う。
- 3 作業部会は、別表3の町関係職員及び町社協関係職員をもって組織する。
- 4 作業部会に部会長を置き、町介護福祉課長の職にある者をもって充てる。
- 5 作業部会は、必要の都度部会長が招集する。
- 6 部会長は、その会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 計画策定等に係る庶務は、町介護福祉課及び町社協にて処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

(別表1、別表2、別表3 略)

4 明和町地域福祉推進計画策定懇談会委員名簿

(委嘱日：令和3年1月26日)

No.	区 分	所属等	氏 名	備 考
1	学識経験者	明和町議会文教厚生常任委員会 (副委員長)	齋藤 一夫	
2	福祉関係者	明和町老人クラブ連絡協議会 (会長)	奈良原宜子	
3	福祉関係者	明和町ボランティア連絡協議会 (会長)	長谷川照子	
4	福祉関係者	明和町心身障害児者療育父母の 会	落合 芳子	
5	福祉関係者	明和町身体障害者団体明和町更 生会 (会長)	藺田 悦彦	
6	福祉関係者	明和町母子・寡婦会 (会長)	篠木 瑞穂	
7	保健医療関係者	医師 (町内医療機関から指名)	竹越 亨	
8	保健医療関係者	歯科医師 (町内医療機関から指名)	松永 諭勲	
9	地域団体関係者	明和町区長会代表 (副会長) (厚生担当)	田村 幸一	副会長
10	地域団体関係者	明和町民生委員児童委員協議会 (会長)	矢之貴洋子	会長
11	地域団体関係者	明和町民生委員児童委員協議会 (主任児童委員代表)	柿沼 明美	
12	地域団体関係者	明和町食生活改善推進員協議会 (会長)	小林真紀子	
13	地域団体関係者	館林邑楽保護区保護司会明和支 部	神田 静一	
14	地域団体関係者	館林邑楽地区更生保護女性会 (支部長)	大沢 栄子	
15	福祉サービス 事業者	特別養護老人ホーム和の郷 (施設長)	本澤美智代	
16	福祉サービス 事業者	小規模多機能ホーム憩 (管理者)	木村 美樹	
17	町民代表	一般公募	岡安 利一	

第2期 明和町地域福祉推進計画

明和町地域福祉計画・明和町地域福祉活動計画（令和3年度～令和7年度）

発行日 令和3年3月

発行 明和町

社会福祉法人明和町社会福祉協議会

明和町介護福祉課

〒370-0795

群馬県邑楽郡明和町新里250-1

電話：0276-84-3111（代表）

FAX：0276-84-3114

URL：<http://www.town.meiwa.gunma.jp>

社会福祉法人明和町社会福祉協議会

〒370-0708

群馬県邑楽郡明和町新里311-3

電話：0276-84-4013

FAX：0276-84-4904

URL：<http://www.meiwa-syakyo.or.jp>
